

令和3年12月定例会  
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和3年12月8日(水)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和3年12月8日(水) 午前 9時02分
閉 会 日 時	令和3年12月8日(水) 午後 2時48分
委 員 長	橋 本 稔
委員会出席委員	
委 員 長	橋 本 稔
副 委 員 長	芝 寄 和 好
委 員	中 野 昭 竹 田 悦 子 田 中 克 美 坂 本 晃 金 子 雄 一
委員会欠席委員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第103号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第104号	鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第112号	令和3年度鴻巣市一般会計補正予算（第10号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(市長政策室)		(財務部)	
市長政策室長	佐々木紀演	財務部長	山崎 勝利
市長政策室副室長	藤崎 秀也	財務部副部長	谷 広明
市長政策室参事兼 秘書課長	小林 勝	財務部参事兼財政課長	鈴木 誠司
市長政策室参事兼 総合政策課長	武田 昌行	財務部参事兼 資産管理課長	関口 敬一
(総務部)		資産管理課副参事	山岸 晃
総務部長	榎本 智	財務部参事兼税務課長	染谷 秀幸
総務部副部長	森田 慎三	収税対策課長	野口 高志
総務課長	國島 清文	会計管理者	大塚 泰史
総務課副参事	原口 佳之	会計課長	沼上 早苗
職員課長	関根 正	監査委員事務局長	小川 哲夫
契約検査課長	堀 岳夫	監査委員事務局副局長	鈴木 恵子
ICT 推進課長	中根 哲	吹上支所長	細野 兼弘
やさしさ支援課長	小川 裕子	川里支所長	山縣 一公

書 記 佐伯 幸子

書 記 中島 達也

(開会 午前9時02分)

(委員長) それでは、ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。田中克美委員と坂本晃委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第104号 鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、議案第112号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分の議案3件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法を進めたいと思います。また、質疑については、内容についてよく整理をしていただき、補正予算については、予算書のページ数と事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市にぎわい交流館となりますが、執行部の説明を求めます。

(市長政策室参事兼総合政策課長) おはようございます。それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第103号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。議案資料5ページ、6ページとなりますが、併せてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、指定管理者に管理を行わせる施設は、鴻巣市にぎわい交流館でございます。所在地については、鴻巣市中央1番32号、市役所入り口の埼玉ローンセンター跡となります。指定管理者に指定する団体は、所在地、さいたま市浦和区常盤5丁目2番18号、名称はアイル・コーポレーション株式会社でございます。指定する期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となっています。指定管理者候補者につきましては、鴻巣市指定管理者選定委員会を本年9月24日及び11月9日に開催し、審査の結果、選定されたものでございます。

次に、議案資料1、会社の概要ですが、さいたま市に本店、県内に5つの支店、営業所を有し、総合施設管理を主力事業としています。指定管理者制度に基づく公の施設の管理運営実績があり、近隣では東松山市農林公園、桶川市べに花ふるさと館などがございます。

続きまして、議案資料2、指定管理者候補者の選定結果についてですが、審査項目は、指定管理者としての適性、施設の設置目的の達成及び経費の縮減、安定的な事業運営の3つの視点で評価を行いまして、総合評価75.33点の最も点数の高い事業者を選定しております。地域の農産物や観光資源などを活用した商品の開発や提供、情報発信を通じて産業の振興及び人々の交流の促進を図ることにより地域のにぎわいを創出し、本市の魅力あるまちづくりを推進するという施設の設置目的に沿って、1階のカフェ、物販スペース、2階の多目的室、食品加工室等の管理運営を行います。

最後に、今後のスケジュールといたしましては、本定例会で指定管理者の指定について承認いただきましたら、令和4年4月1日のオープンに向け指定管理者と準備を進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（田中）おはようございます。それでは、議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について何点か質問させていただきます。

まず、アイル・コーポレーション株式会社は埼玉県を中心に活動してい

るというお話がありました。東京にもたしか営業所があったかと思いません。実績が載っておりましたが、この近くの何か所かの場所が実績として載っておりました。我々でも近いので行ったことがあるかなというようなところでありましたが、この会社は長年営業をしているようなので、そのほかにやっている指定管理、あるいは昔こういうのもやっていたかという、たしか昭和からやっていたと思ったので、その辺の書いていない部分について、まずお聞きをします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）それでは、議案資料のほうに4施設のほうは実績として載せさせてもらっておりますが、そのほかにつきましては、道の駅おがわまち、小川げんきプラザ等の交流施設、それから吉川市や戸田市の図書館、熊谷市スポーツ・文化村「くまぴあ」や、さいたま市、春日部市、ふじみ野市などの都市公園やスポーツ施設など、22件、64施設の実績がございます。長年やっているものにつきましては、一番古いものについては、さいたま市の運動施設で、平成18年からでございます。22件の指定管理のうち15件が2期から4期の受託実績となっております。

以上です。

（田中）平成よりたしか前からの会社の概要があったような気がしたのだけれども、その歴史的なものについては何かありますか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）申し訳ございません。調べた中で、県内の実績ということで調べておりました、その中では18年のさいたま市の施設が一番古いものとなっております。

（市長政策室副室長）すみません。補足になるのですけれども、指定管理制度は平成15年の6月に導入をされましたので、それ以降の指定管理ということでちょっと調べさせていただいた部分で、その前については管理委託ということで、業務委託というような総合管理という受託実績だというふうに認識をしております。

以上でございます。

（田中）では、その件に関しましては了解しました。

それでは次に、入札というか、結果表が出ていたと思うのですけれども、

入札ではないのですけれども、失礼しました。プレゼンテーションですか。その点数が出ていたと思うのですけれども、まずB社、C社はともかく、A社と点数が非常に接近していたと思うのですけれども、このアイル・コーポレーションに至った主な理由等がありましたら、決定打ですか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちら結果のほうを資料でつけさせてもらっていますけれども、一番最初に説明したとおり、主に3点、大きく分けて3点の配点となっております、その中で指定管理者としての適性の部分、それから管理運営体制の部分で1位、一番得点が高い。施設の設置目的、それから指定管理者に係る経費の縮減等については2番目の点数となっております、総合的に最も高いということで評価しております。特にやはり実績、県内の15市町で22件、64施設において指定管理者の実績があり、その中にはカフェ等の飲食店を行っている施設もございます。これまでの経験に基づく事業の展開や安定的な運営が見込めるという点で評価されたものでございます。

(田中) 分かりました。

以上で質問を終結します。

(坂本) それでは、にぎわい交流館の選定結果についてでございますけれども、今田中委員のほうから聞いておりましたけれども、私のほうは細かい部分になるかなと思うのですけれども、結果の中でアイル・コーポレーションとA社の中の差がかなり接近していたという中で、特に施設の設置目的のめに向けた取組という、これも大事なことかなと思ったのです。それで負けていると。アイル・コーポレーションが。それともう一つ、その下のサービス向上に向けた取組という、これも本当に大事なもので、何を目的にこれをつくったのだということになれば、この辺の取組が一番大事なことかなとは思ったのです。経費だとかそういうものに関しては、それほど差があるわけではないと。一番目的のところは、そういう達成するための努力というか、その辺はアイル・コーポレーションのほうを負けているのだけれども、総合点で評価されたということだと思うので、その差ができたところ、負けているところはお互い

の提案がどんなものだったかということが分かればお聞かせ願いたい。

（市長政策室参事兼総合政策課長）まず、配点のほうを見ていただければ分かるのですがけれども、委員のおっしゃるとおり、設置目的の達成、サービスの向上、その部分に関しては高い配点にしております。その中で、まず設置目的の達成に向けた取組につきましては、アイル・コーポレーションの提案では、64施設の実績において、カフェ等の飲食店で地元食材のメニューを提供し、地産地消を推進しております。そういった部分からも地域食材を活用したメニュー、例えばエディブルフラワーや梨やブドウ、鴻巣市の特産品ですね、そちらを使った提案、それから地域交流を促進する食や健康に関する講座、イベントの開催、また花と緑のPRに関しては市民と協働した植栽管理等の提案がございました。ただ、A社におきましても食に関する提案の評価が高かったものでございます。

次に、サービス向上に向けた取組につきましては、候補者のアイル・コーポレーションにつきましては、テレビ埼玉と協力した映像コンテンツを制作し、地域交流を促進するといった提案や、地元の農家と連携した六次産業化の実績もございますので、そういった地域の方と連携をした取組という部分で提案がございました。A社に関しては、自主事業に関する提案で評価が高くなっておりました。

以上でございます。

（坂本）最初のほうの64施設をやっている、アイル・コーポレーションがですね、いろんなことをやっているからということだったけれども、A社のほうのそれより上回っているわけですよ、点数が。その部分はなぜそういう評価になったのかと。点数が多いということはそれだけ、市が見れば、発注側から見れば、こっちのほうがいいのだという評価をしたわけだよね。それでも、その部分はもう負けても、総合的にやるのだからいいというのだけれども、一番大事なところかなと思うのです。目的が何だと考えれば、その施設の目的達成のために一番必要なことはどうなのだというのをやるの、それを中心に考えるのが本当ではないのかなと思うのだけれども、その部分についてもう一回そこを。それと、さ

っきのサービス向上に向けたほうは、テレビ埼玉とかというふうな、それも活用する、アイル・コーポレーションはそうなのだけれども、それよりももっといい提案はあったわけだよね。A社はもっとよかったわけだ。それはどんなものだったか。両方ともそれ分かる範囲で。

（市長政策室参事兼総合政策課長）まず、施設の設置目的、サービス向上に向けた取組だけではなく、やはり管理の部分も含めて全体で評価をしたと。その中で、施設の設置目的やサービス向上に向けても十分この施設の目的達成に向けた水準を満たしているというような判断をさせてもらっております。候補者以外の提案に関しましては、これまでも詳細については公表をしておりません。というのは、応募者の特定、それから不利益につながるおそれがございますので、詳細については、申し訳ございませんが、答弁のほうは差し控えさせていただきたいと思っております。

（中野）私のほうは、この議案第103号について幾つか通告してありますので、やります。

まず最初に、今回の業者選定でアイル・コーポレーションになったわけですが、その大前提として市内業者育成に対する執行部の基本姿勢を伺っておきたいと思うのです。まず最初これです。

（市長政策室参事兼総合政策課長）基本姿勢ということですが、まず当該施設の指定管理者の募集に当たりまして、募集要項の中に市内事業者を積極的に活用するよう努める法人等であること、それと仕様書においては可能な限り市内事業者を積極的に活用するよう努めること、また材料や消耗品、備品等の購入に当たっては原則市内業者での購入を行い、地域経済の循環に貢献することとの要件を設けておりまして、候補者のプレゼンテーションにおいても地域食材の活用や地元雇用の積極的な推進が提案されておりましたので、こういった部分を引き続き事業者とともに推進していきたいというふうに考えております。

（中野）今の答弁では、市内業者を優先するというような内容の答弁がありました。私はなぜこれを最初に質問したかということ、このアイル・コーポレーションは市内業者ではないのです。ところが、私の得ている情報では、A社は市内業者なのです。私は、ちゃんとその情報をいただ



いています。なのに、全体で0.43しか、総合評価点数が0.43だけなのです。そうすると、今課長の言ったことと、少なくともこの結果については全然違う。0.43しか違わないのに。私の得ている情報は、A社は間違いなく市内業者なのだから。ちゃんと情報来るのだよ、我々には。そういうことを考えたら、ちょっと私はこれおかしいのではないかと。ましてや一番大事な施設の設置目的の達成に向けた取組、サービス向上に向けた取組なんかについてはA社のほうが上回っているのだ。まさしくこの施設は市民並びに免許センターに来た方に対してのサービス、これが主の施設なのだ、ここは。そういうものがアイル・コーポレーションより上回っているのに、なぜそうしたのか。言っていることとやっていることは私は違うと思う。その辺の答弁きちっといただきたいと思う。

（市長政策室副室長）今委員のご指摘の部分ですけれども、まず当該施設の指定管理者の募集ということですが、まずこういった施設等については幅広い事業者の中から指定管理者として最も適した事業者を選定するというのが第一前提となっております。そのために、まず公募を採用いたしました。この資格要件といたしまして、市内のみということになりますと幅広い応募が見込めないような状況がございます。そういった中で、埼玉県内にも事業所を置く、あるいは法人その他団体といった上で応募事業者の提案を審査し、応募事業者の中から最も最適な事業者を選定をさせていただいたものでございます。今、先ほど来委員さんからございますけれども、当然施設の設置目的、こういったところについても十分に重きを置いてやらなくてはいけないところについては、点数の配分についても加重配分を行って、そこが一番重くなるような形での点数配分を行った上で、総合的に公共施設のサービスの確保あるいは設置目的の達成、こういったところの中で全て安定的に運営ができるという中で、最終的に総合評価を行わせていただいたものでございます。繰り返しになってしまうのですが、やはり市内、県内に事業所を置く業者で、市内事業者ではございませんが、提案の中で当然市内の企業あるいは団体等々活用をして、公平、公正な視点に立ちつつ市内事業者を積極的に活用していくということの提案もございましたので、そういった

部分も評価になり、最終的な候補者として今回提案をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

（中野）今市長政策室副室長の言っていることと、それから先ほどの市長政策室参事兼総合政策課長の言っていることは私は違っていると思う。副室長の言われていることは、やっぱりアイル・コーポレーションにするがゆえの理由になっているよ。ところが、課長のほうはアイル・コーポレーションにするというようなことは一切言っていない、むしろ。むしろ市内業者をやっぱり優先するということを考えていたという点では、私はやっぱり課長と副室長の答弁の内容にずれがあるというふうにしか思えない。

そこで、その一番の責任者は室長でしょう。室長、それについてどう考えていますか。2人の答弁に違いがありますよ。

（市長政策室長）私が今のを聞いている限りでは、決して2人の答弁が食い違っているというふうには捉えてはおりません。県内業者に拡大したというのは、副室長が答弁したとおり、やはりまず幅広い応募をいただく、その中からしっかりと審査をした上でという、まず入り口の部分をちょっと広げさせていただいてということで、県内まで広げたということでございます。決して課長と副室長の答弁が食い違っているということではないというふうには思っております。

以上です。

（中野）私は、今の室長の答弁はやっぱり納得できないな。なぜかというと、課長のほうはやっぱり市内業者を優先するということを前面に出してきているのだよ。ところが、副室長のほうは、アイル・コーポレーションにするがゆえにやっぱり県内全体からやっている。最後に付け加えたのが市内事業者ということも考えたという、最後につけているですよ、これ。答弁の中で。そこに私は違いがあるというふうに思っているわけです。だから、さっきも言ったように、総合合計点で僅か0.43しか違わないのだよ。0.43しか。これが例えば5点だ、6点だという違いがあれば、これは誰が見ても、ああ、そうだなと納得できる。0.43しか

変わらないのだから。そうすると、どこに重きを置くのか。市内業者を優先するということに重きを置くのか、幅広く県内やっているところに重きを置くのか、そこに選定の違いという、結果の違いが出てくるのですよ。しかも、しつこいようだけれども、0.43点しか変わらない。これについては、やっぱり誰もが、市民の多くがそうだねという理解が得られるようなことをするというのが私は執行部の仕事ではないかと。やっぱり市内の、市民のサービス向上を含めて市民がなるほどと思えるようなことをするのが執行部の仕事ではないですか。その点どうですか。

（市長政策室長）まず、募集要項の中にも当然県内事業所という位置づけをさせていただきまして、評価表を見ていただきますと、市内業者であるかどうかというところの加点というのは基本的には入っておりません。仕様書の中で、先ほど2人から答弁があったように、例えば可能な限り市内事業者を積極的に活用するように努めてくださいとか、そういったお願いをしているわけなのです。なので、課長の答弁もそういった部分を言ったことであって、市内業者を優先するという答弁をしたのではないというふうに私は認識しております。なので、その中で、その評価表の話になりますけれども、評価表の中でも、先ほど副室長のほうからも話がありましたが、その提案のところ、提案の部分についてはしっかりとした点数も高い点数を配分しております。その上で、その部分がA社が確かに上回っておりますが、決して候補者のほうがそれと比較して劣っているということではなくて、候補者のほうも一定のレベルにはある。ただ、A社のほうがその部分は上回っていますけれども、その配分があったにせよ、総合評点のほうでしっかりとした点数が出ていますので、その部分をやはり評価させていただいて、候補者として選定をさせていただいております。

以上です。

（中野）少なくとも、最初に言うように、これ市内業者の加点があれば間違いなく逆転しているのだよね。0.43しか差がないのだから。今室長の話だと市内業者はそういう加点をしていないという答弁がありましたけれども、これまでに、こういう施設に限らず、土木、建築においてそ

うした総合評価方式なんていう入札方式ありますけれども、その中でやっぱり総合評価方式の中でかなり加点されている部分があるのだよね。そういうことを考えたときに、最初冒頭言ったように、この施設はやっぱりサービスを優先するところだから、そういう点ではやっぱり地元業者に対して加点をするというようなことが、総合評価方式ではないけれども、加点するなんていうことは考えなかったのかどうか伺っておきます。

（市長政策室長）今の当然その市内業者であることの加点というのが直接的にはありませんけれども、先ほど答弁の中でもありましたように、市内事業者を積極的に活用していただくというところもありました。そのこの部分についての加点というのは当然あったと思いますので、そのこのところでそういった部分は反映されているのかなというふうに考えておきます。

以上です。

（中野）私は、この件については最後の質問になりますけれども、大変答弁として、今聞いてみると、かなり矛盾というか、無理をした、大変そういうところが聞こえてくるということだけ申し上げておきます。それで、最後の質問は、指定管理者の選定委員会やったと言っていましたね。日付が9月の20何日と11月9日だったかな。2回やったと聞いておりますが、この選定委員のメンバーを最後聞いておきます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちら選定委員会につきましては、副市長、教育長、各部部長、全部で11名により構成されております。こちらについては、1回目については募集要項であったり、仕様書であったり、審査基準の審査を行いまして、2回目は採点の結果について審査を行いまして最終的に判断をしております。

以上でございます。

（中野）それでは、3番目の質問に入りますが、これ私、通告のところに9月定例会に出てきた資料をひもといて、それをパソコンに入力したというのがこの表であります。自分自らも思い出すためにやったのですが、そういう中で、これは本会議の中でも質問出ていたかと思いますが、

この施設は利用料金制になっていますね。したがって、指定管理者の収入になってくるわけです。これ条例の第15条は、指定管理を廃止したりというようなことが15条に記載されているのですが、したがってその第15条を除いて利用区分等の1日当たりの入館者数をどのように見込んでいるのか。これは、当然お聞きしたいのは、各利用区分ごととここに書いてあります。利用区分というのは、多目的室の占用とか、多目的室の共用、それから食品加工室というふうになっていますが、カフェなんかはどこに入るのかちょっと私も分からないのですが、このカフェなんかについても当然、利用することによって、飲物を取ればその料金が当然支払われていくわけですが、そういう意味でこの表以外にも例えばカフェなんていうのがありますよね。そういうものを含めてこの施設ごと、カフェをこれに加えて1日当たりの入館者数をどのように想定というか、見込んでいるかについてお聞きしたいと思います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) それでは、まずカフェの部分、物販やテークアウトも含めまして、指定管理者候補者の提案の中から推計をいたしますと、年間で約2万3,000人、1日当たり75人程度の利用を見込んでおります。また、貸し館部分につきましては、1件当たりの人数、こちら複数人数で使うこともございますので、想定することが難しいので設定のほうはしておりませんが、指定管理者候補者がこれまでの指定管理の経験を踏まえて貸し館の利用料金収入を積算しております。こちらの提案額のほうが113万円という提案をいただいております。

以上でございます。

(中野) 今課長のほうから答弁がありました。これカフェで年間2万3,000人、月75人というふうに言われましたよね。これちょっと、月75人だったら……

(1日の声あり)

(中野) 1日。ごめんなさい。日であってもですよ、これ30掛けて、それで12掛けたということでもいいのかどうか。ちょっと今計算機持っていないので分からないのですが、ちょっと伺います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちらは、1日当たり75人で、月25日

という形で計算をさせてもらっております。

(中野)今カフェ以外の施設については大体113万円という答弁がありました。このカフェについては単価どの程度を見込んでいるのですか。例えばコーヒーにしても、その他に何があるのかちょっと分かりませんが、平均単価どのくらい見込んでいるのですか。

(市長政策室参事兼総合政策課長)855円で積算のほうをさせてもらっております。

(中野)実はこれさらにお聞きしたいことがあったのは、後の補正予算のところ細かいことを聞かなければいけないのですけれども、まずはそのための確認ですが、まずガス、水道等の光熱費、これはどこが見るのか。それともう一つは、どこでも借りれば賃料を払わなければいけないよね。この賃料、これについてどうなっているのか。大まかに言えば賃料と、それからガス、光熱費、電気を含めて、こういうものはどこが負担するのか。当然そこでさらにその事業主の言わば働く人、これは私は当然指定管理料に人件費として含まれるというふうに理解していますが、それでいいのかどうかです。だから、問題は今言った光熱費、ガス、水道、電気どこが負担するか、賃料はどうなるのかについてお聞きします。

(市長政策室参事兼総合政策課長)まず、光熱水費につきましては、こちらは指定管理料のほうに含まれております。ただ、その実績に基づいて精算するような形を考えております。賃料については、あくまでも市の施設ということで管理運営していくことになりますので、賃料のほうは設定のほうはしておりません。事業主等の人件費についても指定管理料のほうに含まれております。

(中野)今の答弁聞くと、一言だけ最後に言いますけれども、いい商売だよ、本当に。俺ができるのだったら入りたいぐらいだよ。ということだけ最後申し上げて、この件については終わらせていただきます。以上です。

(金子)ちょっと通告していませんけれども、お願いいたします。103号につきまして何点か質問いたします。

今、中野委員の関連の中で、ここのにぎわい交流館のほうの指定管理のほうの営業時間ということでちょっとお聞きしたいと思うのですが、月25日ということで、すると普通の、結構頑張って25日はやられているのかなと思うのですが、あと土曜、日曜とか、いろいろな何か勤務体制とかあると、勤務というか、営業時間体制があるかと思うのですが、大ざっぱでいいですから、ちょっとお聞きいたします。

(市長政策室副室長) 開館時間の部分については、貸し館部分につきましては、条例で規定をさせていただいておりますとおり9時から5時、夜間の利用がある場合には9時30分までということで考えております。条例で利用料金を定めております。カフェ部分につきましては、今後規則で定めていく予定としております。この中で、現在、指定管理候補者のほうからの提案の中ですと、カフェ部分の営業時間につきましては午前9時から午後5時30分まで、予約があった場合には延長するというようなことですが、今後、サービスの面、また費用、この辺を含めて指定管理候補者と協議をして定めていく予定としております。

以上でございます。

(金子) 今のちょっと営業時間との関連もあるのですが、そうすると結構長い時間行われると。当然このくらいの時間にはなるのかなと思うのですが、そのカフェの絡みで言ってみれば、この選定業者とは直接は関係ないかも分からないのですが、隣に地域で、クレープのすに、なごみのやでしたっけ、ありますよね。あそこもコーヒーとか、非常にあそこ、昼間については喫茶というのが結構重要な部分だと思うのです。その絡みもあって、先ほどの話ですと1日当たり75人ですか、にぎわい交流館のカフェ利用者という形で。コーヒーとか1杯400円とかすると3万ぐらいになってしまうかなと。75で掛けると。そうすると、それを25日やっていると、なごみのやのほうが非常に経営打撃を受けるのではないかなと、そういうものもあるのですが、いい面のにぎわせるでいいのですが、片一方が、共存共栄ではないのですが、お互いになってくれればいいのですが、何か民間を圧迫するような、向こうの指定を圧迫するような形にもなりかねないかと

思っています。これにつきましては、協議というか、いろいろ調整はされたと思うのですが、クレアのなごみのやとかに対してどういう考え、またどういうふうな通知というか、話し合いをされたのか、そちらについてお聞きいたします。

（市長政策室副室長）本施設が近隣の飲食店等にどのように影響するかということ、その辺をどういうふうにお話をしているかということでございます。本施設につきましては、まず地域食材を活用して、地域、それから観光、食を通じた健康情報、こういったものを発信することによってにぎわいや交流を促進する施設ということで、これらのにぎわいを、お客を奪い合うのではなく、面的にやっぱり広げていくということが大変重要であると考えております。また、なごみのやさんにきちんとお話をしているのかどうか、なごみのやさん等にですね、ということですが、今回の指定管理者の募集に当たって、なごみのやさん等についてもこういう形で募集をしておりますということでお声がけ等を、直接的ではございませんけれども、ホームページ等に掲載されておりますのでということで担当課等を通じてお話しさせていただいているところではございます。

（金子）そうしますと、広報とかを通じて周知されているということですが、それに対して近隣のところからご意見とか苦情とか、心配事とか、そういうものの連絡とかございましたのでしょうか、お伺いします。

（市長政策室副室長）指定管理者、なるべく候補者、応募に多くの事業者に出てきていただきたいというところで、積極的な公募に対する応募を求める中でお声がけをさせていただいたところがございます。その中で、特に私どものほうにこういった施設に対して大きな影響があるかどうかというお話しはいただいております。

以上でございます。

（金子）承知しました。

それでは次に、この選定業者を選ぶについて、今内部の人間、指定の選考に当たって、何か内部の選定委員ということでまとめられたと言って



はなんですけれども、そういうふうな感を受けるのですけれども、言ってみれば全く素人と言ってはあれなのですけれども、専門外でもいいですけれども、行政外でもいいのですけれども、そういう人を入れることは考えなかったのか、それとまた他市とかの状況はどうか、そちら2点についてお伺いいたします。

（市長政策室副室長）まず、委員ご指摘のとおり、本施設の指定管理選考に当たりましては、外部委員というものは入っておりません。これまで本市の指定管理、他の施設等もなのですけれども、外部委員さんを取り入れたことはこれまでございません。近隣市の状況等につきましては、税理士、公認会計士だとか専門的知識を有する外部委員を取り入れている場合もございます。また、全然取り入れていないところもやはりうちと同じようにございます。この件に関しましては、今後検討していくべきところかなということで、調査研究を担当課を通じて行ってきたいというふうに考えております。

以上でございます。

（金子）そうしますと、今のお話の中でこれから調査研究ということでございますけれども、先の長い話ですけれども、契約期間終了後または途中でちょっとやばくなってしまったとか、そういう場合につきまして、方向性としてそういうことも含めて検討していかれるのかどうか、それもお聞きいたします。

（市長政策室副室長）そのようなことがないように当然私どもも見ていくわけですけれども、万が一そういうことがありました場合には、何が原因か、どこが、ではまずかったのかというところを含めて、選定のところに問題がなかったかどうか、そういったところも考えながら、委員のほうに欠けていた部分があれば検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（金子）それでは次に、ちょっと指定業者のほうの質問いたします。この指定業者につきましては、選考の中では何かこれに関する特別な資格とか、そういうものを有するものがございませうでしょうか。それとも、

全くフリーということでしたのかどうかをお聞きいたします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらは、人員の配置等に関しましては、仕様書の中で交流館のほうに責任者1名を常時配置すること、また設置目的に係る業務に従事する必要な資格を有する人員を配置すること、それから防火管理者の資格を有していること等を仕様書のほうに明記しておりまして、実施する事業において必要となる資格を有する人員の配置をすることを前提に提案のほうをいただいております。

（金子）そうしますと、今回選ばれましたアイル・コーポレーションなのですけれども、こちらにつきましましては、私もちょっと仕事柄浦和のほうにいたもので、こういうふうなところのこの業者のほうも指名競争入札とかにもう毎年加わってもらっていることがあったので、ちょっと名前があったところなのですけれども、今回このアイル・コーポレーションにつきまして、私の経験でいくと、何か清掃とかそういうふうな管理委託業務ということで、そういうのが結構主なのです。项目的には5項目ぐらい列記されていますよね。一番最後の5番目あたりが今回の本市に値するのではないかなと思うのですけれども、その比率とかというのは、これは分かるわけでしょうか。お聞きします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）アイル・コーポレーションにつきましましては、建物、公園等の総合管理、それから廃棄物の収集運搬処理、リサイクルのコンサルティングをメインで行っておりまして、指定管理の種別についてのものは資料としてございますので、その中で体育、公園施設が6件、39施設、社会教育施設が2件、2施設、また交流施設が6件、14施設、文化芸術が2件、3施設、農業振興施設で3件、3施設、観光物産施設が2件、2施設で、P F I 事業として1件、1施設で、22件、64施設といった指定管理の現在の実績を有しております。

（市長政策室副室長）申し訳ありません。補足をさせていただきます。会社から提出されました決算資料等を基に、各ビル管理業務等からの大体の仕事の比率ということでございますけれども、こちら前期の決算から見ますと、清掃業務についてが一番比率が高くて36.2%、続いて指定管理業務が27.8%、続きまして総合ビル管理業務が15.7%、警備業務が

9.2%、その他等となっております。

以上でございます。

(金子) 私の経験上、今の数字が妥当なのかなと。やっぱり古い歴史がありますので、その中でこの時代に見合ったいろんなものにチャレンジしていくということで、今回のものをチャレンジの一つとしてこの業務がされているのかなというふうに私はお見受けしたのですけれども。

では、そうしますとこの指定管理者のプレゼンとかの中で、全体として盛り立てる提案ということで、この地域には免許センターとか、陸上競技場とか、それこそクレアとかありますけれども、こういうふうな地域を盛り立てるような提案とか、要望とか、ご意見とか、そういうものがありましたかどうかお伺いいたします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 免許センターも1日当たり2,000人は訪れると言われておりますし、陸上競技場や総合体育館、こちらイベント時には相当数のお客さんが来ております。そんな中、非常に好立地の条件でもございますので、こちらの施設の運営に当たりましては、鴻巣らしさ、鴻巣ならではの感じられるメニューや商品を提供、また効果的な情報発信により取り込みを図りたいというような提案をいただいております。また、基本計画の中でも前庭部分に関して、エントランスの部分ですけれども、オープンカフェやイベントの開催など、こちらを指定管理者と検討を行いまして、この取り込みについて取組を図っていきたいと思っております。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時57分)



(開議 午前10時14分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(竹田) 何点か通告出していますので、いろいろほかの委員も受けてまた補足しながら質問したいと思います。

まず、なぜ指定管理にしたのかということであります。先ほどの他の委員の質問に対して、いわゆる指定管理料として補正予算に出てきますけ

れども、水道光熱費も含まれているということですよね。本当にこんないい商売ないのです。かつ、ごみ処理については市の指定する場所に出せば市の費用でやりますよと。だから、一切経費がかからないわけで、そういう点からいうと、他の業者との公平性という点で私は問題があると考えますので、なぜ指定管理としたのか伺います。

（市長政策室参事兼総合政策課長） それでは、お答えいたします。

まず、募集要項の中で、鴻巣市にぎわい交流館の管理に関する業務を効果的かつ効率的に行うため指定管理者制度を適用することとし、募集をするという形で明記をしております。指定管理者制度、経費の削減に加えまして、民間が有する知識や経験を活用し、質の高いサービスを提供することが目的となっておりますので、庁内検討委員会に諮りまして、施設の設置目的から事業者が有するノウハウと運営実績等を活用し、地域食材を活用した商品の開発、提供等を通じて産業の振興及び人々交流の促進を図るため、指定管理者を導入するものでございます。効率的な運営が見込めるほか、サービスの向上につながるものと考えております。

（竹田） 市役所の職員の果たす役割との関連もあるのですけれども、いわゆる地域の人々の交流とか、地域食材を生かした開発とか、そんなの本来は、地域の人々の交流を図るのは市役所の職員の仕事です。地域の産業を活性化させるということも職員の皆さんが知恵を使いながらやるわけであって、民間の持っているノウハウを活用するということは、今やろうとしていることというのは民間のほうが市役所の職員よりも優れているのだということを自ら告白、認めたことになるような答弁だというふうに私は考えますが、その点どうでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長） 優れているというか、民間のノウハウを活用して、市と連携、協力して目的達成に向けて施設の運営を行っていくというような考えでございます。

（竹田） ということは、いわゆる民間というと、市内業者にもそうした優れた、いろいろ頑張っておられる方がいるわけです。だから、あえて浦和市にあるアイル・コーポレーションではなくて、市内にある業者でどうしたらいいのでしょうかと。この間、女子栄養大学とか、それから

日本薬科大学の皆さんの力も借りて新たな食材を基に商品開発しているわけですから。それをさらにコーディネートしてやるという点から考えると、指定管理料だってばかにならないでしょう。これは市民の皆さんの税金ですから。市民の皆さんの税金を使ってあえて指定管理にしていくというところは、もっと私は市役所の職員が知恵や力を絞ってやるべきではないかというふうに考えますが、その点、市役所の職員としての自覚をお答えください。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらのにぎわい交流館についての事業につきましては、地方創生の交付金を活用している事業でございます。様々な政策間連携、例えば食と健康に関するものであれば健康づくり課、それと産業振興であれば商工観光課、また農政課等となります。また、シティプロモーションにおいては総合政策課も関連してきますので、そういった部分で各課が連携、そして当然大学等も含めて指定管理者とともに連携しながら、この目的達成に向けて事業のほうを展開していく、そういう考えでおります。

（竹田）指定管理にするよという議案ですから、このままいっても平行線だと思うのですけれども、各課が協力をしてやるということですから、当然職員の皆さんも関わっているよということをお願いしたいのだと思うのです。だったら職員の皆さんがそういうふうになればいいので。例えばコウノトリの野生復帰センターは、指定管理にしないで職員がしっかりと関わっているではないですか。それで、専門的なところは業務委託しているということを考えると、同じように情報発信して、いろいろなものをコーディネートしてやると、例えばカフェ部分については業務委託をするということになれば、市民の皆さんの税金でやって、市民の皆さんの働く公僕としての職員ももっと私はいろいろな知恵を生かしながら、優れているのだという一つの職員の皆さんのアピールにもなっていくと思うのです。それを全て民間に委託してしまうというところは、やはり鴻巣市は、ということは民間のもうけのために公共施設を修繕してやるのだよということに私は受け止めざるを得ないが、その点はちょっとお答えください。

(市長政策室参事兼総合政策課長) コウノトリの野生復帰センターについては、職員のほうで実施し、飼育の部分は委託という形でございますが、こちらのにぎわい交流館につきましては、カフェの運営、貸し館の部分でございますが、そういった部分で鴻巣市において初めてとなるような施設になりますが、経費の削減も含めて職員が全て実施するより、民間のほうに指定管理で、全体を指定管理とするほうが経費の削減、繰り返しになりますが、サービスの向上につながるということで、今回提案のほうをさせていただいております。

(竹田) 分かりました。言わんとすることは分かったということで、要するに経費の削減することが住民サービスの向上につながるのだということでもあります。

そうした中で、先ほど庁内での検討過程についてというので、9月24日と11月の9日に副市長を先頭に11名の選定委員会が開かれたというふうにご報告になりましたけれども、本会議場でも副部長がメンバーになっていたところもありますよね。それらも含めて庁内での検討過程、具体的な日時も含めて、メンバーも含めてお答えください。

(市長政策室参事兼総合政策課長) それでは、お答えいたします。

まず、指定管理者制度の導入の是非の協議を行います庁内検討委員会を9月16日に開催しております。その後、9月24日にこちらの第1回の審査委員会、審査委員会につきましては、こちらは委員長を市長政策室長としまして、委員、市長政策室副室長、環境経済部副部長、資産管理課長、農政課長、健康づくり課長、商工観光課長の計7人となっておりますが、こちらで審査委員会を開催し、その後、同日選定委員会、先ほど申し上げましたが、合計11名の部長級職員による募集要項、仕様書、選定基準の審査を行っております。その後、9月27日から10月の27日まで募集要項の配布を行いまして、10月の12日から27日までの受付、提出期間としております。この中で4者提案のほうがございました。審査につきましては、11月の2日に4者のプロポーザルのプレゼンを実施しております。こちらのプレゼンについては、評価チーム、審査委員会の下部組織として設置いたしまして、こちらのメンバーが総合政策課3名、

資産管理課 2 名、健康づくり課 1 名、農政課 1 名、商工観光課 1 名、道の駅プロジェクト 1 名の合計 9 人によって評価をしております。その後、第 2 回の審査委員会でこちらの評価について審査、11月 5 日に審査を行いまして、11月 9 日、また選定委員会のほうで採点結果の審査を行いました。こういった一連の流れで妥当性を組織として確認をしております。流れについて以上でございます。

(竹田) 分かりました。そういうところでいうと、採点結果の妥当性ということも審査しています。実際にプロポーザルから意見を聞いたのは最後の選考委員会のメンバーではないですよね。副市長を先頭とする人たちが最終的に決めたということでもありますので、その採点結果の妥当性、実際にプロポーザルから意見を聞いた人と最終的に決めた人が違うというところでのいわゆる、なぜそういう体制にしたのでしょうか。

(市長政策室副室長)こちら指定管理者の指定の事務の手続なのですが、こちらは鴻巣市指定管理者制度運用ガイドラインというものが平成 30 年 3 月に作成されておまして、こちらに基づきまして手続をきちんと踏んでいる組織あるいは内容等も手続を踏んだ形となっております。以上でございます。

(竹田) ということは、指定管理に係る手続の手順に基づいてやったとおっしゃいますけれども、でも実際にプロポーザルからプレゼンを受けるときの臨場感や熱意と、それから実際に選考するに当たってのまた基準というのは聞く人によって随分違うと思うのです。ですから、先ほど他の委員が質問をしていた部分での差異と、それから総合的にというところの差異がそこに私は出てくるのかなというふうに思いますが、そういう私の懸念はないと言えるのかどうか確認をします。

(市長政策室副室長)評価チームのほうで評価をいたしまして、その結果についてを集計したものを審査委員会でさらに選定委員会のほうに上げるための資料として整理をしていくというような形で、逆に私どもでは、評価チームは確かに関係部課の職員だけですけれども、それ以外の複数の職員が関わることによって、逆に公平、公正な結果が、立場も含めてですけれども、出るものと認識をしております。

(竹田) 今の2層にやることのほうが公平、公正と。立場によってというふうにおっしゃいましたよね。その立場というのが私は非常に、職員と副室長が入っているということは、それなりの立場のものができるといふふうに私は、ちょっとゆがんだ物の見方かもしれませんが、そういうふうにも受け取られる今のご答弁だったというふうに思いますが、どうでしょうか。

(市長政策室副室長) 失礼いたしました。立場ということとはちょっと訂正をさせていただきたいと思えます。職責に応じて、職責に基づいた仕事を私ども行わせておりますので、職責に応じて決定をしていくという形だというふうに認識をしております。大変申し訳ありませんでした。

(竹田) 分かりました。職責イコール立場ですよ。表現が違うだけで、立場は変わらないのですから。持っている自らの責務という点で同じだと私は受け止めますが、その点で、先ほど中野委員に寄せられた情報ではA社は市内業者だというふうに質問していました。このことについて確認をします。A社は市内業者だったのかどうか確認します。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 先ほど以前の質問の中でもお話しさせていただきましたが、候補者以外の提案者であったりとか、その内容についてはこれまでも、特定することで不利益につながるおそれがございしますので、公表しておりませんので、答弁のほうは差し控えさせていただきます。

(竹田) どこの企業かというのではなくても、それら全てどこに所在するかということも一切公表しないという理解でいいのかどうかを確認します。

(市長政策室参事兼総合政策課長) これまでも公表しておりませんので、差し控えさせていただきます。

(竹田) 続いて、人員の配置の問題で、先ほど仕様書をみる述べられました。仕様書の中には必要な人員を配置するということですが、必要な資格のあるということはどういう中身でこの仕様書には書いたのかを伺います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 必要な資格ということですが、例と



しまして、飲食業でございますので、食品衛生責任者などとなるかと考えられます。また、この候補者の提案の中では管理栄養士を活用した事業実績や自主事業の提案などもございますので、そういった資格のある方がこの運営に関わっていくものと考えております。

（竹田）今、管理栄養士もプレゼンのほうからは提案されているということで、当然食品を扱うから食品衛生管理の資格を持っている人ということですが、なぜそれを記載しなかったのか。事業の意図からすれば、きちっとした職員の配置というのは必要だというふうに受け止めると思うのです。だけれども、あえてそれを、例えば防火管理士はやりなさいよということはありませんでしたが、それ以外は必要など。だから、受け取る側にすれば必要とは何かということが非常に曖昧になるというふうに思います。そういう点での必要な資格としたのと、実際に、では応募した企業の力量によってはいない場合もあるということになると考えますが、その点どうでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらの必要な資格という表現をすることでどういった人員を、有資格者を配置するかという部分も提案として受けたいということで、こういった表現にさせてもらっております。

（竹田）ということは、このプレゼンの結果なんかを見ると、例えばサービス向上に向けた取組の中で、資格を有している人はサービス向上に向けた点数が高くなるわけですね。その中身からいうと。設置目的の達成に向けた取組の中でも、管理栄養士がいたり、それから食品衛生のやるような資格を持っている人が高くなるというふうに考えると、やはり本当に公正、公平な部分になっていくのかと考えたときに、ちょっと私は疑問なのですけれども。だから、きちっとカフェはカフェとして、来た人たちに食中毒を起こさないような取組にしていかななくては行けないわけです。そういう点からいうと、ちゃんと資格を持った人というふうな明示をなぜしなかったのかということ。プレゼンに任せるということは、市の主体性がないのではないかとというふうに考えますが、その点どうでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらあくまでもその実施する事業

も様々となると思われまますので、その事業に応じた資格者を配置する、そういった提案をいただくために、繰り返しになりますが、こういった表現をさせていただいております。

（竹田）必要な資格の中で、例えば管理栄養士がいなかったり、それから今回はたまたまいますよということだったのですけれども、そういう食品衛生……いるのですか。私、勝手に思ったのです。管理栄養士はいるのですね。それを確認しながら、例えば食品衛生に関わる部分で人がいなくて、残念ながら食中毒を起こしてしまったとした場合にはどなたが責任を取るようになるのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）管理栄養士がいるかいないかについてですけれども、それについては今後、この指定管理者の指定のほうで承認されましたら、どういった人員配置かというのを詳細に協議していく形となります。食中毒を起こした場合ということでございますが、こちらのほうも管理運営を行っております指定管理者のほうで責任を持って対応していただくような形となります。

（竹田）無責任な対応になるので。市営の食品ですよ。食品店だから、市が最終的にはその指定管理者に責任を負わせるのではなくて、もちろん実際にやっているのですけれども、市が管理する施設でもし不幸にして食中毒を起こした場合は市が責任を取るのではないのですか。確認します。

（市長政策室参事兼総合政策課長）そういった事態にならないように市のほうではしっかり指導等はしていきたいと思っておりますが、発生した場合については指定管理者のほうで対応のほうはしていただく形になります。

（竹田）対応は指定管理者であっても、管理する側は市でしょう。市の責任はなくなるのですか、そこで。どうなのでしょう。

（市長政策室副室長）訂正をさせていただきたいと思えます。公の施設のカフェの運営ということですので、対応については指定管理者という形になりますけれども、最終的にはそこでカフェを運営しているということですので、市のほうの最終的には、瑕疵がどれぐらいある

かというところも含めての責任になるかと認識しております。

（竹田）ということは、私は今回食品を扱っているいろんな人たちに、不特定多数の人に提供するというこの事業の重みというか、それを本当によく自覚してやっていただきたいということを申し上げておきます。

続いて、市の産業振興に寄与するというのも指定管理者の目的になっていますが、具体的にはどういうことでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちら先ほどもご答弁申し上げましたが、募集要項のほうで市内事業者を積極的に活用するよう努める法人等であること、それから仕様書に可能な限り材料や消耗品、備品等の購入についても市内事業者での購入を行うということで、地域経済の循環に貢献することの要件を設けております。その中で、大学や団体と協力した商品の開発、それから鴻巣らしさを感じるメニュー、そういった開発をしていただくような形になります。

（竹田）ということは、市の持っている情報がありますよね。アイル・コーポレーションは浦和に事業所があるわけですから、鴻巣市内の事業者がどういう事業者がいるかという情報すらないのです。その情報をどういうふうに提供しようと思っているのですか。いわゆる個人情報との関係。市の持っている情報を提供するということですから、そういう点からいうと、個人情報保護との関係とかそういうものについては慎重にしないでよいのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）例えば生産者とのやり取り等ございましたら、例えば了解をもらった上で情報を提供するとか、あとは一緒に出向いてお話をさせてもらうとか、そういった形を取ることを考えております。

（竹田）すみません。あと3分と出ましたが、時間って決めましたか。ちょっと確認です。私の認識が……

（委員長）通常30分ということですからずっと政策総務はやっていると思うので、それを踏襲しているだけですけれども。

（竹田）今回、通常とおっしゃいますけれども、運営についてはこの政策総務の中で諮っていただきたいと思いますが、市民の大事な問題です

ので。商売できるかどうか。先ほど関連産業全体に高まる事業の中でなごみのやの話が出てきました。その中で、このなごみのやさんには広報でやっていますよということをお話ししたというふうにおっしゃいましたが、直接お話ししたのか、広報でやっているからそれを提供したということだけなのかどうか、ちょっと私の受け止めの認識が曖昧なので、お答えください。

（市長政策室副室長）あちら、にぎわい交流館、こちらのほうで指定管理者を募集をして、カフェ等の運営をするということの関係課を通じましてお話をさせていただいております。

（竹田）分かりました。

では、そうした中で、全体とすれば多く人が訪れるように情報発信するのですけれども、なかなか今コロナの関係でシビアな状況がありますよね。そうした中で、例えば周辺の飲食店が休業にならざるを得ないとか、残念ながら、ちょっとマイナスな思考かもしれないのですけれども、お店を閉めざるを得ないというふうになったときには、どのようにそうした状況を受け止めればよいのか確認をします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）その閉めざるを得ないという理由とか、状況にもよると思いますが、こちらのポテンシャルの高いエリア、こちらのエリアで飲食店、カフェも含めて複数あるということで、リピーター等の拡大、そういったものを飲食店同士で連携を図りながら進めていきたいと、展開していきたいというふうに考えております。

（委員長）竹田委員、もう過ぎましたので、最後の質問にしてください。

（竹田）では最後に、仕様書には収益が200万円以上出た場合はその50%を、半分還元していただきますということですから、収益が例えば1,000万出たと、そしたら500万円は指定管理者の収益になって、市に500万円は還元されるということですよ。この200万円というその根拠についてお尋ねをします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）あくまでも200万円を超えた部分について50%を市に納入するというような仕様書になっています。その200万円の根拠につきましては、こちら先ほども申し上げましたが、地方創生

の交付金を活用しながら実施している事業でございまして、その交付金の申請に当たって計画の中で毎年度200万円の売上げを見込むという評価指標を設定しておりまして、こちらと整合性を合わせる、こちらの指標を使った数字として200万円を設定しております。

（委員長）竹田委員、では本当に最後にしてください。最後に。

（竹田）そうした場合に、例えば本当に200万円かどうかという収支報告書というのは出されるのですか。映画館の収支報告書は、当然利益があれば半分還元しますというふうになってはいますけれども、ほとんどが黒塗り。収入の指定管理料だけはなっていて、この分だけ還元しますというふうになりますが、このアイル・コーポレーションと契約した場合の収支報告書はどのように出されてくるのか、公平、公正、公明な結果として出されるのかどうか、最後確認します。

（市長政策室副室長）収益あるいは経費、これらにつきましては決算という形で市のほうに指定管理者から提出をされます。こちらについては、公表する、公表しないというところとは別に、市には全て情報が来ます。その中で、企業の不利益につながる部分については、公表の際には一部消す場合もあると、消す場合もある業者もいるというところで現在私は認識しているところです。

以上です。

（芝寄）1点だけお聞きします。

これが可決されますと4月のオープンに向けて順次準備が進んでいくと思いますけれども、中身の施設を使う以外、やっぱり目玉としてはカフェ部分だと思うのですけれども、この事業がうまくいく、うまくいかないはもうカフェの部分のところに大きく関わってくるのかなと私は感じております。ぜひとも成功してほしいなど、にぎわいが出るようなカフェエリアにしてほしいと思っています。その中で、9月の議会で、その中のメニュー、日本薬科大学と共同で創作メニューをつくっていくというふうになってはいますが、今後これが通れば進めていくはずだと思うのですけれども、どのようなスケジュールで、また薬科大学とほか、そのメニューを選定するに当たりどのようなメンバーで考えているのか、ま

ずそこをお聞きします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）女子栄養大学と日本薬科大学と協定に基づいて産官学連携のメニュー、こちらは3回の試作会を重ねてレシピのほうは完成しております。こちらのレシピについては、募集要項等と併せて、産官学連携メニューということで、募集の際に候補者等にお渡しをしているところでございます。こちらのメニューについては、当施設において提供するというのをうたっておりますので、オープン後はこのメニューが提供される形となります。また、今後も両大学と新たなメニューの開発というものは研究のほうは継続していきたいと考えております。

（芝罘）女子栄養大学と日本薬科大学、指定管理者との3者、そこで最終的なメニューの決定をするということで、もう一度ちょっと確認いたします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）メニューの決定に関しましては、市と大学、それから当然カフェを運営する指定管理者等と開発を行いまして、また庁内でも関連する部署等と協議をしながら決定のほうをしていきたいと思っております。

（芝罘）私、本当にここのメニューに期待しております。今鴻巣市、川幅うどんが有名になりましたけれども、それに次ぐ、それを超えるような鴻巣の目玉的なメニューをぜひとも開発してほしいなと思っております。そのためにも、やはり話題性も含めて今の段階から流していくことも必要かと思えます。このメニュー、これは提案なのですけれども、例えばメニューがある程度決まったら市民の代表者を募って、そこで点数的なメニューを決めるとか、そういう話題性を振りまくこともオープン前に非常にこれは戦略としては私は必要だなと思うのですけれども、その担当部署、市とだけでメニューを決めるのではなくて、もっとオープン的な情報を発信していくにも何か今後これから考えてほしいというところも含めて考えられるのかどうかちょっとお聞きします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）今後、オープンに向けて準備を総合政策課、また関連部署とともに指定管理者も含めて進めていきますので、

またその中で今後のメニューの活用の仕方については、先ほど提案のあった件も含めて検討のほうをしていきたいと思っております。

(芝寄) 最後になります。メニューが決まったら、オープン前に私たちは試食ができるのでしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 今後準備を進めていく中で、プレオープンができるどうか、そういった部分も準備の状況等にもよりますが、可能であれば実施のほうも検討していきたいと思えます。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 本会議でもっと本格的にやりますが、討論を行います。コロナ禍で売上げが減少し、営業で苦しんでいる市内業者が大多数の中で、公共施設として整備し、そして賃料や水道光熱費などは指定管理料として出すやり方は、市内の業者や市民の理解は得られないと考えます。しかも、売上げが200万円以上だったら半分返すと。ですから、1,000万あったら500万円しか返ってこないと。こんなやり方は市民の理解が得られないと考えますので、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市にぎわい交流館となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(委員長) 採決の結果、可否同数と認めます。

したがって、鴻巣市委員会条例第17条の規定により、委員長が裁決いたします。

議案第103号については、委員長は可決といたします。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号 鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、執行部の説明を求めます。

(職員課長) それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第104号 鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

初めに、改正の趣旨ですが、不妊治療を受けやすい職場環境の整備は社会全体の要請であり、公務においても不妊治療と仕事の両立を支援する必要性は高いとの考えから、国家公務員について新たな特別休暇として不妊治療のための休暇が措置されることから、本市においても特別休暇に不妊治療のための休暇を追加するものでございます。

次に、改正文の内容としましては、まず特別休暇について規定している第14条第2項中、新たに不妊治療休暇を加える場所をつくるため、既存の特別休暇を規定している同項第13号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に第13号として新たに不妊治療のための休暇を加えることとしております。不妊治療休暇の内容としては、不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、1の年につき5日の範囲内で当該休暇を認めるものとし、体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合は、1の年につき10日の範囲内で休暇を認めるものでございます。

次の第14条第3項から第5項までの改正規定につきましては、第14条第2項中に新たに不妊治療休暇として第13号を追加したことに伴う号の繰り下げに対応するものでございます。

この一部改正条例の施行日につきましては、不妊治療休暇の新設に係る人事院規則の改正の施行日が令和4年1月1日であることから、本市におきましても本一部改正条例については国と同様に令和4年1月1日から施行するものでございます。

議案に対する説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。



これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(竹田) では、2点質問いたします。

1つ目は、条例が本会議で可決成立したとすると、これは職員の皆さんがこの対象になるのですが、職員の皆さんへの周知についてはどのようにされるのか伺います。

(職員課長) 条例改正の議決をいただきましたら、条例の公布に合わせて特別休暇として不妊治療休暇が新設され、令和4年1月1日から取得が可能となること、そういったことや取得の日数ですとか取得の方法等について、毎日職員が見る掲示板の機能を使いまして職員に周知を行う予定でございます。

(竹田) 職員の掲示板、多分ネットで流されるのだと思うのですがけれども、その詳細についてというのは職員課までお問合せくださいとか、そういう部分も含めて周知されるのか伺います。

(職員課長) 通知の内容としましては、成立の趣旨ですとか、あとは取得の方法、具体的にこういった手続で取得をしていただきますということでの詳細についてまで通知に入れて周知を行っていく予定です。

(竹田) そういう点からいうと、子どもを出産するというのは本当に両者の合意の下できちっと、本当に大変な作業ですけれども、そういう点からいうと、例えば母体保護という点では女性の生理休暇が、決算のときに質問させていただいたら、鴻巣では2名だけだったのです。やはり母性保護という点から考えると、生理休暇の取得状況が300人を超える女性職員がいる中で2名というのは非常に少ないのではないかというふうに考えますが、男性の方に質問をするというのは適切な答えが返ってくるかどうか分かりませんが、女性職員の意見をどのように聞いてそうなっているのか伺います。

(職員課長) 生理休暇につきましては、委員おっしゃるとおり、令和3年度は2名、令和2年度も2名という状況でございますが、取得が少ない理由としまして、女性職員に聞いたところ、上司が男性の場合は言いにくいであるとか、今そういう状況だということを申告することになるので、生理休暇ではなく有給休暇を取得する、あるいは個人によって重

さが異なるので、休むほどではないので生理休暇は取得しないなど、いろいろな意見というか、取得をしない理由ですとか、そういったところは聞いたところでございます。

（竹田）今、上司が男性だとというふうな女性の職員の皆さんの意識があるということでした。だから、逆に言えば男性も女性も本当にお互いの性を尊重し合いながら頑張っていこうねという、やっぱりそうしたフランクな職場環境をつくっていくことが私は今のジェンダー平等、多様な性を尊重し合って働くという点では、まだまだ鴻巣市の全体の雰囲気としてはフランクに言いにくいという環境がまだあるのかなというふうに私は感じるのです。それは、今の答弁からもそういうふうに思っているということですから。そういう点からいうと、職員の中のいわゆるジェンダー平等、多様な性を認め合って女性も男性も働きやすい職場をどうつくっていくかということについてはどのように対応しようとしているのか、今後の対応について伺います。

（職員課長）男女平等、ジェンダーの部分につきましては、毎年やさしさ支援課と併せて研修等を開催しておりますので、そういった部分を捉えて職員のほうには意識が根づいてきているところもあるかなというふうに考えております。

（竹田）あわせて、今残業の問題では、子育て世帯への10万円のうちの5万円分を支給するための補正予算が成立して、そこにも残業代というのが計上されていきました。とりわけ今、日本の労働時間は世界の中でも定時で働くという常識が徹底していない。残業が当たり前ということが今回の補正予算の中でもそういうふうに出るということは。やはりそういう点からいうと、母性保護、女性も男性も家庭、そして家族との過ごす時間、自分らしく過ごす時間をどれだけ確保するかという点では、残業を減らす問題も含めて、今後職員課としてはどのような対応をしているのか、最後お尋ねをします。

（職員課長）時間外勤務の状況につきましては、毎月集計をいたしまして、副部長で組織する庁内調整会議、あるいはその上の部長で組織します経営政策会議におきまして、その取得の状況について資料提示をして

おります。また、その中で時間外勤務の縮減についてはしっかり業務効率を考えてやっていただきたいということ、あわせて健康管理も必要なのですよという部分についてもお話をさせていただいております。それと、毎年春と秋に実施をいたします課長ヒアリング、あるいは部長ヒアリングにおきまして、課長の場合につきましては私、職員課長のほうからそれぞれ所属の時間外勤務の状況について聴取いたしまして、やはり健康管理上も必要な部分があります。そういったところで時間外勤務の縮減についてはご協力というか、所属長として取り組んでいただきたいということでお話をさせていただいております。

以上です。

（田中）一応2点ばかり通告してありますので、質問させていただきます。

議案第104号は、鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは人事院の通達に基づいてというような説明がたしかあったと思うのですけれども、他市においても内容的に5日から、体外受精においては10日という規定になっておるのかということをもまず質問をさせていただきます。

（職員課長）条例改正の内容でございます。近隣市の状況といたしましては、12月議会に提出する市と来年3月という自治体もでございます。近隣8市の状況でございますが、8市を確認をしたところ、いずれの市も本市と同様に総務省から通知のありました人事院規則の改正内容と同様な内容で条例改正を行う、また行う予定ということでございます。

以上です。

（田中）その休日、休暇の関係なのですけれども、時間割も取れるような話になっていると思いましたがけれども、これについてもやはり他市も同じような形になるのでしょうか。

（職員課長）その点は確認はしておるところではないのですけれども、人事院規則のほうで出されているもので、その下に人事総務の関係の通知がございます。運用通知。その中では、1日または1時間ということでの運用が示されておりますので、本市においてもそういった対応、恐

らく他市においても同様な対応が図られると考えております。

(田中) 大方同じようだとということで理解してよろしいわけですね。

(職員課長) はい、そのとおりでございます。

(田中) それでは、次にもう一点、鴻巣市の職員でちょっと不妊治療に関わった人はどのくらいいたのか。今度は10日ですけれども、今までは5日だったということではありますが、一応個人情報関係でいろいろ言えない部分もあったのかなと思うのですが、大体おおよそ把握しているとしたらどのくらいあったのか。今まであったかないかでもよろしいのですけれども、その辺ちょっと答弁いただけたらと思います。

(職員課長) 不妊治療休暇につきましては、今回新たに設置をされるものでございますけれども、これまでの不妊治療の状況というのは、不妊治療を受けた職員がいるということは聞いたことはありますけれども、人数の把握はしておらない状況でございます。

以上です。

(中野) それでは、議案第104号について2点伺っておきたいと思います。1点目は、本会議でも出たかと思うのですが、プライバシーを大変守る観点、これはプライバシーの問題になりますから、守る観点からも、取得する際の手続について、本会議で出たと思いますが、伺っておきたいと思います。

(職員課長) 手続でございますけれども、委員おっしゃるとおり、不妊治療につきましてはプライバシーへの配慮が必要と考えております。そうしたことから、不妊治療休暇の取得に当たりましては、所属長以外に課の庶務担当も所属職員の休暇状況を把握、確認することができるシステムを利用しての休暇の請求方法ではなく、紙の様式である休暇承認願により直接所属長に請求する方法として、所属長以外の職員には知られないように配慮をする予定でございます。

(中野) 紙での申請ということで、これは例えば有給休暇の取得とか、そういうのとは別制度にするということですが、ただ心配なのは、紙であったにしても、それをどこが保管しておくのか。つまり所属長が全てを持っているということであれば、所属長のところへそれを、紙を頂き

に行かなければいけない、あるいはパソコンにその様式が入っているのであれば自由にアウトプットできると思うのですが、その辺の方法について伺っておきたいと思います。

（職員課長）休暇承認願の様式につきましては、職員が見ることができるフォルダの中に様式のほうは入れておきまして、その中で休暇承認願の中に出生サポート休暇という形で項目をつくりまして、それにチェックをしてその様式を所属長に提出し、所属長を通じて職員課のほうに出てくるというふうなことで、職員課のほうで取得状況が把握できるということでございます。

（中野）では、今の答弁を再確認すると、パソコン上にはそういう取得様式が入っていると。その取得様式については、個人が当然アウトプットしなければならない。そのアウトプットしたものについて必要事項を記入した上で所属長に出すということでもいいのかどうか。そうであれば割とプライバシーが守られることになるのではないかというふうに私も判断するので、その辺再確認させてください。

（職員課長）委員おっしゃるとおりの手続でございます。

（中野）それでは、2番目の質問に行きます。

これは私は一番大事なことだと思うのですが、取得者に対しての勤務評価、これはどうなってくるのか。それによっては、制度はあっても取る人がいないということになってくるのです。だから、問題はその勤務評価をどうするのかについて伺います。

（職員課長）不妊治療の休暇を含めまして、特別休暇の取得によって勤務評価に影響を与えることはございません。

（中野）今答弁がありました。が、しつこいようですが、再度確認しますが、では取得したことに対して勤務評価上マイナスになるということはありませんかと、ないというふうに答弁聞きましたけれども、そのことで間違いないかどうか再確認します。

（職員課長）特別休暇の取得によりまして勤務評価に影響を与えるということはありません。

（坂本）今回のこの条例改正については不妊治療ということで、我々あ

まり認識がないので、どういうふうに聞いていいかなというのもあったのですけれども、私の友達で、やはり夫婦で不妊治療しているという方がいるのです。そういう場合は、1度でもうこれで終わりということではなく、何度も何度も繰り返しそういう治療を受けるという、今回はこれで一区切り、またもう一回挑戦しようとかというような、そういう感じだと思うのです。そういうときに、今回は1年に5日から10日というのは決まっているけれども、それを繰り返し取らせるのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

（職員課長）休暇の取得、1の年ということなので、1月から12月までの間で通常の一般治療の場合は5日、人工授精ですとか顕微授精の場合につきましては10日ということで、翌年になりましたらまたその同じような休暇が取得が可能となります。

以上です。

（坂本）その不妊治療を受けて、ではこういう治療をしていますというその報告書みたいなのを市のほうへ上げるのですか。

（職員課長）先ほどございましたけれども、不妊治療、非常にプライバシーに配慮する部分でございます。不妊治療休暇の取得の申請は休暇承認願で行い、その後、例えば領収書ですとか、その通院が確認できるものを職員課に提示してもらうことによりまして休暇の裏づけということで確認をしていきますけれども、診断の内容ですとか、その明細ですとか、どんな治療をしているですとか、そういった部分についての書類の提出というのは求めないこととしております。

以上です。

（坂本）一般市民の方に対しては、このとり何とかというのだったかな、そういう形でこの治療に対しては補助制度があるけれども、例えば市の職員は公務員だけれども、市の職員という中での財政的な支援というか、そういうのは全然ないのですか。

（職員課長）財政的な支援につきましてはございません。

以上です。

（金子）それでは、1点だけちょっと質問いたします。

今回こういうふうな形のもので改正条例ということで、これは非常にいいことだとは思いますが、いろいろプライバシーとか、そういうのを守られて進められるということでございますけれども、これは行政側ということでこのような対応をされているということで考えますと、例えば民間との比較ということで考えますと、民間はもっと、業者によってもそうですけれども、進んでいるところとか遅れているところも確かにあるかと思うのですけれども、そういうので比較してみますと妥当なのかどうか、それで今後についてまた改善の余地があるのかどうか、そういう点についてお聞きいたします。

(職員課長) 民間企業の導入という点につきましては、厚生労働省の資料によりますと、不妊治療に特化した休暇として月に1から2日程度が多く、有給の場合も無給の場合もあるということですが、多いところでは1か月から1年程度の休暇を可能にしているというふうなところもございます。ただ、今回の休暇の設定につきましては、国のほうで調査を行った中で、一般の不妊治療休暇についてはおおむね5日程度、それ以外の頻繁な通院等がある場合につきましては10日というところでの設定をしておりますので、その日数の設定等につきましては国の状況に準じて対応していきたいと考えております。

以上です。

(金子) それでは、状況を見てということでございますけれども、それこそ子育ての目玉ということで上げている本市でございますので、これも非常に重要なことだと思いますので、より先進的な、国の状況を待たないでも、先進的にもっと改善できるものがあれば改善していただければと思いますけれども、その点はその意欲があるのかどうかお聞きいたします。

(職員課長) 改善の部分につきましては、国の状況等を見て判断をしてみたいというふうに現時点としては考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第104号 鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時19分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第112号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(坂本) みんなが準備しているみたいなので、聞く予定はなかったのだけれども、先ほどの説明の中で……

(委員長) マイクを口に向けてもらえますか。

(坂本) 23ページの庁用バスってありましたよね。これ何回も俺聞いているのだけれども、これは市の認めた各種団体が使うような形で、今回



は使う回数が減ったからというような説明だったと思うのだけれども、使っている団体もあるのですか。庁用バスについて。

(財務部参事兼資産管理課長)今年度使用している件数につきましては、例えば教育総務課のほうで笠原小学校と鴻巣中学校(P. 51「鴻巣中央小学校」に発言訂正)の交流事業等がありまして、こちらのほうで小型のバスを1台ずつ5日間使っております。このほかに、聖火リレーの観覧事業ですとか、保育園の年長児遠足等で使っておりまして、11月末の時点で使用したものが94万7,000円余りになっております。

以上です。

(坂本)全体の事業費は結構大きかったと思うのだけれども、今回94万7,000円使っていると。割合はどのくらいになるのだろう。

(財務部参事兼資産管理課長)当初の予算が751万6,000円となっておりまして、これで契約の金額としましては744万9,079円なのですが、最終的に現時点で12%ほどが使われております。

(田中)それでは、ちょっと質問通告してありますので、質問させていただきます。

これ10ページなのですからけれども……

(委員長)田中委員、マイクを近づけていただけますか。

(田中)議案第112号、令和3年度一般会計補正予算(第10号)の10ページのところで、にぎわい交流館管理業務委託で、一応これ消費税は含まないと書いてあったような気がしたの、私は消費税込みって書いてしまったのと、5,694万6,000円は要するに年度の関係で、103号のときには平成4年4月1日から平成6年3月31日だったかな。7年か。平成7年3月31日って書いてあったのだけれども、この債務負担行為のところでは平成3年……

(令和の声あり)

(田中)令和。ごめん。令和3年から7年という書き方がしてあるので、その支払いに関してはどのように支払うのかということをおききたいのですけれども。

(委員長)今の8ページですね。

( 8 ページの声あり )

( 田中 ) 8 ページね。

( 市長政策室参事兼総合政策課長 ) お答えいたします。

まず、3年度につきましては、4年4月1日からのオープンに向けての準備となります。指定管理料につきましては、4年度から6年度までの3年間、税込みでいきますと6,264万円となります。こちらの指定管理料の支払い方法につきましては、鴻巣市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則によりまして指定管理者と協定を締結することとなります。今後、指定管理者制度運用ガイドラインに基づきまして、指定管理料の支払い等について議決後に指定管理者と協議し、年度協定として定めていくこととなります。

以上でございます。

( 田中 ) その支払いなのですからけれども、金額を一括で払うとか、その辺の、割り振って払うとか、出来高ではないけれども、その辺はどのようになっているのでしょうか。

( 市長政策室参事兼総合政策課長 ) 現段階では、実績払いとして翌月払い、1か月分を翌月払いという形で想定しておりますが、一括先払い、半年払いなども可能となっております。

( 田中 ) それでは、そのお金なのですからけれども、それに対しての補助金等に関してはどのようになっているのかお聞きします。

( 市長政策室参事兼総合政策課長 ) こちら、にぎわい交流館の事業は、鴻巣市にぎわい創出交流拠点整備事業といたしまして、国の地方創生関係の交付金を活用して事業を進めております。こちら国の令和2年度の三次補正予算で決定されたもので、補助率は2分の1、主にハード事業に活用される整備費においては地方創生の拠点整備交付金6,795万8,000円、また備品等のソフト、ソフト部分ですね、備品等に地方創生推進交付金584万8,000円を歳入として計上しております。

( 田中 ) 次に、21ページだったと思うのですがけれども、埼玉県都市競艇組合新型コロナウイルス感染症対策特別補助金が要するに…

( 委員長 ) 何ページですか。

(田中) 21ページ。要するに特別補助金、その1,000万円が頂けるということになった経過について、都市競艇組合の報告の中で15市に対して1,000万円出るといような話があったかと思うのですけれども、それで一応鴻巣市はこういうような使い道をするということで頂いたのだと思うのですけれども、これ多分ひもつきではないので、よその市町村は違う使い方をしたのかどうか分からないのですけれども、この辺のいきさつ、都市競艇組合とのいきさつについてはどのようになっているのかお聞きします。

(財務部参事兼財政課長) 都市競艇組合のコロナ対策の特別補助金の経過についてということでご説明をさせていただきます。

都市競艇組合の通知では、8月2日に埼玉県に、ちょっと大分前の話になりますけれども、埼玉県に対し3度目となる緊急事態宣言が発令され、宣言中においても県内の新規感染者数は著しい増加が当時見られていたことから、構成団体への財政支援を目的として、1市当たり1,000万円の新型コロナウイルス感染症対策特別補助金を提供することとなりました。この補助金に関しましては、これまでも補正で、都市競艇の特別補助金で200万円頂いて、都市競艇のPRをするという補助金をいただいておりますけれども、この補助金に関しましては配分金やボートレースチケットショップの特別補助金とは別で、PRとかは不要という案件の補助金となっております。

以上です。

(田中) もう一点の質問にあったかと思うのですけれども、要するに各組合の15市では使い道は自由なのかなど。鴻巣市はたまたま今コロナ対策で使うと。一応お題目というかはコロナ対策ということにうたっているのでしょうかけれども、その使い道に関しては各市多分違うのではないかなと思うのですけれども、その辺はどうなっているのでしょうか。

(財務部参事兼財政課長) すみません。ちょっと申し訳ありませんでした。こちらの使途に関しましては特段定めがない、コロナに対するものであれば何でもいいという形になっております。都市競艇組合の申請期限なのですけれども、こちらが令和5年2月28日までが申請期限になっ

ておりまして、うちのほうで都市競艇組合に他自治体はどのようなことをやっているのかとちょっと確認をさせていただきましたところ、既に申請している団体が3団体ほどありまして、事業継続支援の給付に充てるものだったり、中小企業への支援、それと感染症対策の消耗品の購入とコロナ時の対応を含むハザードマップの作成という形で申請をしている団体があったと聞いております。

以上です。

（田中）最後に、最後のほうに給与の関係、初任給とかの表みたいのが金額載っていたと思う、ページちょっと定かでないのですけれども、後半の部分に書いてあったと思うのですけれども、それで一応鴻巣市は埼玉県40市の中でどのような位置にあるのかということをお聞きしておきたいのですけれども。初任給、また市職員の給与ということですね。

（職員課長）職員の給与につきましては、統一した基準で公表されているものがないことから、毎年度全国の自治体を対象に実施をしています給与実態調査、その結果に基づく一般行政職の平均給料月額で比較をしたものがございます。鴻巣市は、政令市、さいたま市を除く県内市39市中、上から6番目という状況になっております。また、初任給ですが、本市につきましては大卒初任給18万8,700円という設定をしております。県内市39市で見ますと、大卒の金額の設定4つございます。この18万8,700円というのは上から3番目でありまして、39市中35市がこの18万8,700円の設定を行っております。

以上です。

（竹田）債務負担行為補正から伺っていきます。にぎわい交流拠点運営管理業務委託の中で、この金額に至った経緯、中身について伺います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらの金額につきましては、まず市のほうでこの指定管理料について積算をいたしまして、その積算額2,200万円、3年間で6,600万円、そちらを上限としまして、指定管理者候補者から提案のあった積算額に基づき設定をしております。

（竹田）6,600万円よということを公募の基準にしたわけですね。だか

ら、その6,600万を公募の基準にした内訳をお尋ねしている。

(市長政策室副室長) 予定価格の積算の部分ということでお答えをいたします。

まず、予定価格の積算に当たりましては、飲食や物販を行っております花久の里あるいはひなの里等を参考に積算を行っております。委託料等については、他の施設の面積案分等により設定をしております。詳細について申し上げますと、収入については予定価格の分は1,669万6,232円という形で予定価格を設定しております。これは、管理受託収入と販売売上げ収入でございます。支出につきましては、3,869万6,232円という形で設定をしております。こちらの差額の部分についてが指定管理料の設定の根拠となっております。

以上でございます。

(竹田) 指定管理料として3,869万くらい。ちょっと数字書き切れなかったのですが、それは例えば先ほどの審議の中で明らかになった水道光熱費も含めているわけですね。その水道光熱費も含めた詳細については、私どもが議案の資料として提出してくださいと言えれば提出できるのかどうか確認します。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時32分)



(開議 午後1時34分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちら内訳について、資料のほう作成し、提出のほうはさせていただきます。

(竹田) 申し訳ない。もう一度はつきりお答えいただけますか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 内訳の資料について、提出させていただきます。

(竹田) 分かりました。よかったです。提出するということで、市民の税金を使って仕事をしていただくわけですから、どういう根拠を基にこの数字になったかというのはやはりしっかりと公表していただくことは

当たり前だというふうに思います。そうした中で、先ほどの議論との関係で、債務負担行為で3年間やって、200万円以上収益があった場合は50%を還元するということですよね。そうした場合に事業所から報告があって、その事業所の中から報告があったものについては多分、指定管理ですから、当然議会から要求すると多分出てくると思うのですけれども、そこはどこまで情報を開示しようとしているのか、ちょっと確認をしたいと思います。

(委員長) その前に、先ほどの資料請求、皆さんに諮らなければいけないと思いますので、先ほどの資料請求ということにご異議ある方いらっしゃいますか。大丈夫ですか。

(異議なし)

(委員長) では、そういうふうにさせていただきます。  
では、次に答弁。

(市長政策室副室長) ご用意するのはすぐ……資料についてはこれから作るわけですけれども。

(もう終わっちゃうからの声あり)

(市長政策室副室長) 次の本会議まででよろしいでしょうか。

(委員長) 大丈夫ですね。

(次の本会議ってどういう意味の声あり)

(市長政策室副室長) 失礼しました。委員会が終わってしまってもよろしいでしょうか。

(あしたは本会議だからの声あり)

(市長政策室副室長) 明日……

(委員長) では、あした朝に皆さんに提出してください。お願いします。

(市長政策室副室長) はい。

(委員長) 今度答弁。

(市長政策室副室長) 経費、それから収入、そういったところの市に対するものをどこまで開示する、議会資料として提出するかということのご質問でよろしいでしょうか。かしこまりました。当然決算書というものが出来上がってまいりますので、その決算書は指定管理の部分でご請

求をいただいた場合には提出をさせていただき予定としております。先ほどと繰り返しになるのですが、会社によって不利益になる部分、仕入れの価格であったり、そういったところについては会社の不利益につながるかどうかというところを含めて検討させていただいて開示をするというようなご提供をさせていただくという形になると思いますので、よろしく願いをいたします。

（竹田）プロポーザルとして公募かけたときに、プロポーザルから質問事項がありましたよね。この質問事項に関するところの募集要項の中に、管理に要する経費で、指定管理料については6,600万円税込みを指定期間における上限としていますが、各年度において変動した収支計画でも可能ですかという質問に対して、初年度に、この初年度というのはいつなのか分からないのですけれども、追加の器具、備品等の購入計画を計上したいためというふうに書いています。そうしたときに市は可能ですと書いています。ということは、質問者は追加の器具を買ったり、備品購入をするということを前提にプロポーザルとしての質問を出して、可能ですということは、今回の債務負担行為補正のほかに20万を超えたものについては市が負担しますと、それ以下のものについては何かあったら指定管理者でやってくださいねというものを出力してはいますが、この備品購入とか器具が高額になった場合、新たにこの交流館の備品購入費として来年度以降予算計上される可能性があるのかどうか、ここをお伺いします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）あくまでも上限として設定しておりますので、この金額の範囲内でやっていただくと。その中で、委員がおっしゃられた質問に関しては、毎年度同じ金額ではなくて、初年度に金額多めに計上、その後、2年目、3年目は落としていくと、そういった提案も可能であるというような回答をしております。

（竹田）ということは、私の質問は、上限を6,600万円にするけれども、備品購入費が20万までは何かあったときに市で修繕するけれども、それ以上について……違う。ごめんね。20万までは指定管理者の責任でやらなければいけないけれども、20万以上だったら市が負担をしますという

ことも仕様書に書いていますよね。そうしたときに、備品購入が20万以上だったりする場合については、指定管理料のほかに予算計上するのですかということをお聞きしています。

（市長政策室参事兼総合政策課長）1件20万円を超える修繕等につきましては、市で実施をすることになりますので、計上する形になるかと思っています。

（竹田）ということは、指定管理を受けたところが事業展開として、もっといい、高価なものを買って事業展開して市民の交流を図りたいというふうに要望が出てきたら、市は交流館の目的で合致しているということで備品購入費として今後計上するというふうに、私は今の課長の答弁を聞いてそのように受け止めましたが、それでよいのかどうか確認します。

（市長政策室参事兼総合政策課長）提案があったものを何でも買うということではなくて、あくまでも内容のほうをしっかりと協議させてもらって必要なものを購入していくという形を考えております。

（竹田）市民の税金ですから、原資は、あくまで市民の原資ですので、でも交流で豊かになるというふうにプロポーザルとしての役割を担っていると、市よりもサービス向上になるだろうというふうにして今回指定管理をしているわけですから、プロポーザルとして専門家としてこうですよと言われたときに、どう論破していくか、本当必要ないというふうにしていくかどうかというのは、市役所の職員自身の今度は力量にもよってくるというふうに私は考えるわけです。そういう点からいうと、本当に備品が必要だというふうに指定管理者が言って、それを駄目とできるのかどうかというのをちょっと疑問ですので、今後よく皆さんからこういう情報が、こういうことを請いたいと言っていましたけれども、それはこういうふうになりましたという情報をぜひ出していただきたいというふうに求めますが、その点では情報提供できるかどうか確認します。

（市長政策室参事兼総合政策課長）予算の計上に関しましては、議会の承認をいただくことになりますので、その際はしっかりと説明のほうはさせていただきます。



(竹田) 続いて、17ページの基金残高です。これ今回、社会資本整備事業の歳入に伴って財政調整基金が減額になったりとかしていますので、両方の基金の残高についてお尋ねをします。

(財務部参事兼財政課長) 基金残高のご質問ですので、お答えさせていただきます。

今10号補正予算成立をいただきました場合、財政調整基金の残高を申し上げさせていただきますと、すみません、大きい数字なので、約でちょっと表現させていただきますと、約23億1,600万円となります。

続きまして、合併振興基金もご質問いただいたと思いますので、合併振興基金、10号補正予算成立後ですけれども、残高が約29億1,300万円となります。

以上です。

(竹田) 今の時点で財調が23億あるというのは、どうなのでしょう。今12月補正ですよね。あと3月、そして決算をして繰越しが発生していくと、例年27億円くらいが財政調整基金として積み立てられていますが、非常に財調とすれば基金が多くなるのではないかというふうに私は試算をしたのですが、この試算でいいのかどうか確認します。

(財務部参事兼財政課長) この12月補正現在でのお話が23億1,600万円でしたけれども、ちょっとすみません、昨年のはちょっと新型コロナウイルスの感染症とかのいろいろなことで財政調整基金を一旦出している状態もありましたけれども、コロナの交付金をいただいた後でいくと大体同程度の規模だと思います。例年23とか、25から23ぐらいは12月補正で持っていて、その後当初予算編成に臨んで、財政調整基金を当初予算で繰入れをして予算編成をしているという流れからすると、例年どおりの流れになっているとは感じております。

以上です。

(竹田) ということは、私どものところに来る、議員の皆さんの研修会にご参加くださいといろいろなご案内をいただく中では、コロナ禍で地方自治体の財政が非常に厳しくなっていると。独自の補助をしたり、いろいろな支援をしてコロナ危機の下で財政が厳しいというのが全国の傾

向なのだそうです。そういう中で国から当然臨時交付金が来たりとかしていますけれども、そう考えると、独自の施策としてコロナ対策というのは非常に、もちろん頑張っただけでいいけれども、財政が厳しくなるほどやっていないのではないかと、逆のちょっと見方をすると、必要などころにもっと支援ができる財政ではあるのではないかと私は分析しますが、その点はいかがでしょうか。

(財務部参事兼財政課長)竹田委員のご質問に対してなのですが、財政サイドからいたしますと、どうしても当初予算編成というのを考えた上でいくと、それなりの財政調整基金の残高というのは必要になります。コロナに対しての何も、何もとは言わないのかもしれませんが、もうちょっと余力があるのではないかというお話だと思いますけれども、コロナ対策の交付金、地方創生の臨時交付金ですね、そちらのほうももらえている以上に対策事業としてはやらせていただいております。たしか米の生産者に対するものとかも、あちらなんかはコロナの基金とかも活用させていただいたりして実施しておりますので、頑張っているとは考えております。

以上です。

(竹田)続いて、先ほど職員の全体の人件費の問題はご説明いただいて、時間外手当の減の要因などは、いわゆる管理職になれば時間外手当ありませんので、それはよく分かりましたけれども、職員7人が減になっている、この最大の要因は何でしょうか。

(職員課長)今回7人の人数減というところでございますけれども、大きな減の要因としましては、自己都合退職が5名、それから死亡退職の方が2名いたるところでございます。

(竹田)分かりました。自己都合なので、その方のプライバシーについていろいろ質問できるわけではないのですが、逆に言えば自己都合で退職をしたいなといろんなふうに思う、でも頑張っただけでみようというふうに思えるようなやっぱり職場環境になってほしいなというふうにちょっと思いがあるものですから、あえて再質問するのですが、これらについては何か、大変だけれども、やっぱり住民の福祉の増

進に努めたいと、本当に公務員としての喜びを持って働ける職場環境をつくるために職員課としてはどんなことをしようとしているのか、具体的手だてについてお答えください。

（職員課長）まず、自己都合退職の部分ですけれども、その要因としては、市役所に就職したものの、別の仕事に興味が出たという部分があったりしますと、なかなか職員課のほうでも引き止めという部分では難しい部分がございます。その方の人生の部分ですので、選択をされたというところについては難しい部分がございます。あと、体調面等の場合につきましても、できる限りの配慮をして、負担の少ないところへの配置ですとか、そういった人事面でできる部分について配慮して、できるだけ長くお勤めいただきたいなというふうなことで、できる部分の対応は考えて行っておるところでございます。

（竹田）分かりました。人生をかけて皆さんもお仕事していただいているというのはよく分かりましたので、本当に喜びを持って住民の福祉の増進に努めて、本当に充実ある仕事をしていただけているというふうに思いながら、そうした中で分限休職、それから育児休業、育児部分休業で約2,300万の減額になっています。期末勤勉手当も約600万です。実際に予算計上したときと、この12月1日現在のこの人数をお答えください。

（職員課長）分限休職、育児休業、育児部分休業による影響の内訳ということでございますけれども、内訳としましては、分限休職の対象としましては5人の部分でございます。それから、育児休業関係でいいますと、育児休業が20人、育児部分休業が18人の取得というところで、それによって影響が出ているものでございます。

（竹田）こうした人たちの中で職員の補充がどこまでされているのか伺います。

（職員課長）育児休業につきましても、会計年度任用職員の配置等で行う部分等がございます。分限休職につきましても、期間の長短がございます。1か月程度の分限休職で戻る部分につきましても、その部署の関係部署の協力ですとかで対応いただくという部分。ただ、分限休職でも長い部分、年度末までに及ぶような部分につきましても、やはりこれも

会計年度任用職員の対応ですとか、そういったことでの対応を行っているところでございます。

（竹田）こうした中で、例えば補欠採用とか、それからあと補充対応というのは、この間の人件費の中ではどこまでできたのでしょうか。

（職員課長）今年度におきましては、年度当初、予算作成時なのですがけれども、予定外の職員の退職、先ほどお話ししました自己都合退職等がございます。そういったことで職員が減することから、6月に採用試験、5月でしたか、採用試験を行いまして、8月に2名の職員を実際に配置をしております。それから、今年度の対応としましては、9月に採用試験を実施したところでございます。その中でもやはり年度末に向かいます例年自己都合退職等発生すること、あるいは採用の中から辞退者というところも考えられます。そうしますと、翌年度の職員の数に影響がすることから、今年度は補欠合格という、補欠者ということでの実施も行っており、職員課のほうとしましては、新年度、職員数できるだけ充実をさせて、それぞれの部署に配置をして業務を行っていただければというふうに考えております。

（竹田）分限休業の長短はあるけれども、やはり職場環境を本当によくしながら皆さん元気で頑張ってくださいことが住民サービスの向上につながると考えますので、その点はぜひご配慮いただくことを申し上げながら、最後の質問です。そうした中で、会計年度任用職員で期末勤勉手当を支給した人数と金額、そうすると鴻巣市は20時間を超えた人に対しては期末勤勉手当を支給していますけれども、支給しない人、でも国の基準は15時間以上ですから、そうした点での何か試算についてあればお答えいただきたいと思っております。

（職員課長）期末勤勉手当というところでございますけれども、会計年度任用職員に対しましては期末手当の支給ということでございます。それから、令和3年度6月期でございますが、期末手当の支給対象人数155人でございます。金額にしまして約2,434万円でございます。それと、国基準ということで、本市につきましては任期が6か月以上で1週間当たりの正規の勤務時間数が20時間以上の者ということを対象としており

まして、国が15.5時間というところでございますけれども、15.5時間の試算というのは実際行っていないというところでございます。

(竹田)これも決算のときに9月議会でもやりましたけれども、国が15時間よと言っているにもかかわらず20時間にして、ということはその人は基本的には期末勤勉手当の対象ではないのです。本来国の準則に沿って誠実にやっているにもかかわらず、ここの部分だけはやらないということそのものは、やはり同じように市の業務に携わっていただいているわけですから、ぜひ試算をしていただきたいというふうに思いますが、その点は試算するお考えが持てるかどうかだけ最後にお尋ねします。

(職員課長) 期末手当の支給の関係でございますけれども、制度始まって2年のところでございます。今後、15.5時間ということでの支給ということで、支給対象者を拡大するに当たりましては試算をして検討を進めてまいりたい、その際には試算をして行っていきたいと思います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時59分)



(開議 午後2時14分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

財務部参事兼資産管理課長から訂正の申出がありましたので、許可いたします。

(財務部参事兼資産管理課長) 発言の訂正をお願いします。

先ほどの坂本委員さんの質問に対する答弁の中で、庁用バスの利用につきまして、笠原小学校と鴻巣中学校の交流事業と申し上げましたが、正しくは笠原小学校と鴻巣中央小学校の交流事業ということですので、訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。

(委員長) ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(金子) それでは、1点だけちょっと質問いたします。

本日出していただきました補正の人件費予算資料の中で一般職のほうの手当、そここのところの特殊勤務手当と時間外の勤務手当、どっちかとい

うと時間外の勤務手当なのですけれども、これについては12月の補正ではなしということになっておりますけれども、令和3年度の動きを見ているとちょっと、コロナとかいろいろな事業とかで増えたり減ったりとか、大変だったと思うのですけれども、見込みとしてはこのような状況でよろしいという判断。それと、今の12月というのは11月までですよ。どのくらい今消化と言ってはあれなのですけれども、支給されておるのか、分かる範囲で結構ですので、お聞かせください。

（職員課長）時間外勤務手当の関係でございますけれども、集計のほうで手元にある9月までの上半期の実績というところでございますけれども、6,581万円ということで、執行率は65.8%となっております。10月の状況としましては、前年度に対しまして80%ということで下がっております。今年度は台風の来襲等もなかったこと、それからパンジーマラソンをはじめ、冬の事業等も中止ということで、新型コロナウイルスの対策ということでそういったイベント、事業等の中止も多いことから、見込みとしては今年度につきましては予算の範囲内でぎりぎり収まるというふうな見込みでございます。

以上です。

（中野）それでは……

（委員長）マイクをお願いします。

（中野）それでは、議案の第112号につきまして、当初4点を用意したのですけれども、前任者の質問で答弁があったので、そこは割愛をします。最初に、8ページの第3表にぎわい交流館管理運営業務委託についてですが、これが私もさっきの答弁との兼ね合いちょっと分からないのですが、さっきって午前中の103号のときのあれと兼ね合いが分からないのですが、これでいきますと5,694万6,000円、これ税抜きですから、税込みにすると6,246万7,000円ですか、になるわけです。先ほど皆さんの質問等々の答弁を総合すると、これは単年度、つまり令和4年度は4年度、5年度は5年度、6年度ということでやっていくということになると、1年間平均すると、これ2,100万ぐらいあるのですか、それをお聞きしたいのは、ちょっとこれ分からないのが、先ほど光熱ガスとか、それから

どうのこうのというのはみんな市のほうで負担する、つまり指定管理料で精算するという答弁でしたよね。そうすると、これ例えば単年度で2,100万なら2,100万、それで今言った光熱ガス等々が幾らかかった。それは逆に業者が市に返すのですか、方法として。だって2,100万渡すわけでしょう、単年度で。それは半年なら半年にしたって渡すわけでしょう。ところが、当然ガス、水道、電気は使うわけだから、それは指定管理者が市に戻すということですか。それがちょっと僕よく理解できないので。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 詳細につきましては、今後協議をして年度協定として定めてまいります。売上げ等も出た場合も含めまして、年度末の決算書を基に指定管理料へ戻入するような形を取っていきたいと思っております。

(中野) 私が勘違いで、戻入と言いましたね。ということは、市が指定管理料とは別に、逆に指定管理者に戻すということですか。それとも、戻入というのはこっちがいただくということですか。そこちょっと私分からないので、教えてください。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 指定管理料としまして払った部分、支払いした部分にまた売上げ等があった場合、あとは精算等で売上げと含めて指定管理料より、指定管理料に届かなかった場合については指定管理料のほうに戻すと。指定管理料……

(足りなかったからあげるよとの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時21分)



(開議 午後2時23分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市長政策室副室長) 指定管理料の戻入の考え方ですけれども、今委員さんがお話しをいただいたとおり、指定管理料を一度まずお支払いをします。毎月なり、3か月に1回なり。お支払いをした後、最終的に売上げ等が伸びた場合、先ほど200万円を超えていった場合には指定管理料に戻してもらい、指定管理者から戻してもらい形になりまして、光熱水費

のところにつきましては、光熱水費の想定をしておりますけれども、指定管理者が予算でしてきます。その部分が仮に多い場合には、通常収入も伸びているはずという中での相殺ができるかと私どもは考えておりますので、その光熱水費は一気に料金というのですか、それが一気に上がったとかという、そういったことがなければ、通常は指定管理者の業務のほうの中で当然負ってもらうというか、支払いをしていただく予定としております。

(中野) ちょっと頭が悪くてちょっとよく分からないのだけれども、ということは売上げがあつて利益が出た場合と、それから赤字の場合と2通り考えられます。今言うと、例えば2,100万を、年間ね、それを1か月単位で締めようが、3か月単位で締めようが、それを12で割るなり、4で割るなり、3で割るだけの話だから、その指定管理料は、そうすると今言ったように売上げで利益が出た場合には、200万を超えた部分については折半でしょう。超えた部分については折半でしょう。それはそれで分かるのだよ。そこに、では電気、ガス、水道なんていうのはどうするのだと。つまり赤字だったら指定管理料足りないから、またそれを増やすということになるのかどうか。そうすると、例えば意地悪い考え方をけれども、水道だって出しっ放し、ガスだってそんな気にしないというふうな、どうせ俺が払うのではないのだというふうになればそういう使い方だってしないとも限らない。だから、その辺をやっぱりきちっとやってもらって、今の言葉ではちょっと私だけが分からないのかどうか知らないけれども、よく理解できないので、例えば文章で書くとか、図にするとかというふうにしてもらわないとどうも理解できないのだよ。だから、理解できるようにしてもらえ。

(市長政策室副室長) すみません、ちょっと説明が。申し訳ありません。まず、先ほどお話がございました指定管理料で黒字が出た場合、200万を超えた50%については市のほうに指定管理者から戻してもらうというところですよ。水道だとか経常経費的なものを湯水のごとく使って、そういうことでは困るよということですよけれども、それらについて、仮に水道料金だとか、水道をあまり使い過ぎてというところであれば、それは



企業のほうの、指定管理者ですね、指定管理者がきちっと年度協定で定めた範囲内でやるということになって、それ以上の部分についてを市からお出しすることは考えておりません。

(中野) ということは、今よく分かった……

(委員長) 中野委員、ちょっとマイクに近づけていただきたいと。

(中野) よく分かったというのは、要するに光熱費については年間このぐらいだと、使えるのがと、市が持つのは、という枠があるのね。今の答弁だとそういうふう聞こえるので。要するに今言った電気、ガス、水道、そういうものについては、要するに例えば月幾らで、年間このぐらいの使用料というふうに市が想定して、その範囲内だったらもう指定管理料の中だというふう取るのか、それちょっと分からない。その辺どうなのですか。

(市長政策室副室長) 指定管理者が決定いたしましたら、来年度の事業、まず営業日をどれぐらい設けるか、時間をどれぐらい設けるか、あるいは事業をどういうことをやるのか、こういったところの中で指定管理者が光熱水費等も予算として計上をしまいであります。そちらを私どもと協議をいたしまして、この予算書は妥当だということであれば、その範囲内で当然指定管理をお支払いする形ですので、当初私どもがというよりも指定管理者が予算を計上をしまいでありますので、それを協議を行った上で、妥当だということであれば新年度予算という形で計上させていただいて、その中で、その範囲内でお支払いをしていくというような形になります。

(中野) では、そもそも論として、指定管理料2,100万、3年間6,300万ぐらい、この算出根拠というのは何をもってやっているの。そもそも論として。

(市長政策室副室長) 提案の際に指定管理者のほうが出してきます。こちらにつきましては、各事業者が場所、売上げを想定して、経費を想定して、それをご提出いただいたものが今回のプレゼンテーションの中でご提案をいただいている数字。私どもで予定価格として設定させていただいたものが上限とさせていただいて、各事業

者はその範囲内で自分たちで積算を行った上で額を提案してきたという形でございます。

（中野）最後。この件で最後ね。そうすると、指定管理者についても、4者来ているけれども、値段がかなり違うのだよね。値段ではなくてポイントが。そうすると、まだやってみなければ分からない内容がいっぱいあるわけだよ。何をやるのか、売上げがどのくらいあるのか、それから光熱費だってどの程度使うのかなんていうのは全く、私から言わせてもらえばやってみなければ分からないことなのだよ。やってみなければ分からないことをなぜ想定範囲で、想定で、それで指定管理料を決めてしまうというのはどうかなと思うのだけれども、それどうなのか。

（市長政策室副室長）新規の施設ですので、入場者数だとかというのはあくまで想定でございます。ただ、指定管理料を積算させていただいた部分について、あした予定価格としてご提出をさせていただくわけですが、その6,600万円、3年間で6,600万円という範囲内で私どもは考えていると。単純にその中でまずできる業者さんが手を挙げてきているという考え方でございます。あちらの施設を3年間で6,600万円、その中で自分の事業所としてどの程度の収入、こちらも今回ご提案させていただく指定管理料は、今回選定として議案を出させていただいております指定管理者の提案額に減額をして上限額として定めておりますので、当然その部分については事業者が責任を持った提案という認識でございます。

（中野）それでは、次に行きます。

補正後の財調、合併振興基金の残高ということで通告していたのですが、竹田委員のところでは答弁が出ましたので、これは改めて聞く必要ないので、同じことを聞いていたらあれなので、これはなくします。

それから、9ページの埼玉県都市競艇組合コロナウイルス感染症対策特別補助金1,000万円、これ内容は分かっているのですが、例えばこれによって購入した、各部署にみんな備品費が入っていますけれども、購入した総台数というかな、何か議会事務局は2台って聞いているわけですが、

各部署で何台ずつ、合計幾らかについてお聞きします。

（財務部参事兼資産管理課長） それでは、空気清浄機の設置の台数等についてご説明させていただきます。

資産管理課のほうで今回計上させていただいたのが本庁舎と新館の分になります。こちらのほうに、現在新館の1階のロビーに4台の空気清浄機があるのですが、これがリース品になっておりまして、今後しばらくの間はコロナが継続するということを考えまして、リースを今年度いっぱいまでやめまして、備品として購入した購入品に切り替えようというふうに考えております。そのほかに新館の2階のほうに2台、それから本庁舎の1階のロビーに2台と。こちらのほうは来庁者が多いというようなことで、こちらのほうに新規に入れたいと思います。これによりまして、本庁舎と新館で、資産管理課のほうで計上させていただいたのは8台ということになります。それと、同じように議会事務局のほうで、こちら今議場に2台ありますけれども、これがやはり両方ともリース品になっておりまして、これを備品として購入した購入品、備品の購入品に替えさせていただきたいと思います。そのほか保健センターのほうにも、こちらリース品がありまして、こちらも同様に備品のほうに切替えをさせていただきたいと思います。そのほか各部署のほうで、公民館、それから図書館、市民センター、本町コミュニティセンター、ふれあいセンター、市民活動センター、総合体育館、コスモスアリーナふきあげというようなところで、それぞれの部署のほうで要望がありますので、それぞれ設置するという事になっております。全部で63台、これを現在設計金額としては、それぞれ定価等で見ているのですけれども、総額で1,087万1,300円ということになります。

以上です。

（中野） 分かりました。そうすると、今の答弁では現在リースしているものについては、議会事務局2台ありますけれども、これらを含めてリース期限は、年度というか、来年3月末ということに私は思っているのですが、全てそれはリースを取りやめるということでいいですか。

（財務部参事兼資産管理課長） リース契約は今年度いっぱいになってお

りますので、今年度でリース契約を終了して、来年度はこれは更新しないという予定にしております。

（中野）最後の質問なのですが、補正の職員の人件費の増減について私通告していたのです。ところが、今日、朝来てみたらこれがあって、何だ、俺の質問なくなってしまうなと思ったのだけれども、お聞きしたいのは、これもし間違っていたら申し訳ないのですが、私も政策総務常任委員会ずっといるのですが、年度当初の予算、決算なんかにはこういう資料が出ていた記憶はあるのですけれども、あえてこの12月議会でこれ出てきたのって初めてというふうに記憶しているのですが、そうではないかどうかちょっとお尋ねします。

（職員課長）昨年度も同様な資料の提示をさせていただいております。以上です。

（中野）では、私の記憶違いですね。私、初めてだと思ったのです。いや、実は去年も、昨年も出していますと言われると、もうそれ以上言うことないかと思うのですが、それでも言うのだけれども、昨年出して、では昨年が初めてですか。その前も出ているのですか。毎年出ているとは私思っていないのですけれども、どうなのですか。出ているの。ちょっと記憶ないのだよ。

（職員課長）人件費に係る部分がある場合につきましては、ご提示はさせていただきます。

（中野）私、これが12月に出るというのは、やっぱり当初予算に比べてかなりの動きがある、今回は特にトータルでいうと人件費だけで9,800万。上下水道の特別会計入れて。ということは、これ当初予算が何だったのかということが1つ。もう一つは、これだけさっきも言ったように7人の職員が、5人が自己都合、2人が死亡とありましたけれども、これだけ異動があるということは、鴻巣市役所の全体的な職場単位の雰囲気というかな、というものがやっぱり合わない人がいる、また合わなくても我慢している人がいるなんていうようなことを心配するのですが、そういうような職場雰囲気、風通しのいい悪い、それから明るい暗くない、何事も何か話すときは隣同士ひそひそと話すような、そんな

ような職場雰囲気があるのではなからうかというのを心配しているのですが、その辺職員課としてどのように捉えているかお答えいただきたいと思うのですが。

（職員課長）職場の雰囲気というところでございますけれども、職員相談を毎月やっている中で、人間関係のことですとか、そういった相談のほうございます。これだけ人数がいますので、合う合わないという部分はあるのですが、そういった中でも必要に応じて職員課のほうで所属長に対してこういった相談、もちろん本人の了承を得てなのですが、お話をしたりですとか、そういったことでの改善できるものは改善していく。また、全体として所属の管理につきましては所属長の管理という部分も多いところをございます。毎年実施しているストレスチェック制度、この結果を所属長に毎年お渡しをしまして、仕事量の多い少ない、それと上司のサポートがあるかないかとか、そういった部分についても所属ごとの分析したものをお渡しして、職場環境の改善に努めていただいているところをございます。

（中野）やはり私が、鴻巣と合併して、17年ですから、何年になりますか。15年、16年目に入る。それを見ていると私は、率直に申し上げますと、年々職場雰囲気は暗くなっている。ここから門を入って、玄関入ってきて非常に職場の雰囲気が年々悪くなっていることが私この十何年間で感じているのです。そういうことがあると一番心配するのはやっぱりパワハラ、あるいはセクハラ、こんなのは職場でどのように管理をしているのか。職場として市役所全体が。そういうのをちょっと職員課としてどう把握しているのかお聞きしたいのですが。ないとは言わないでしょう。

（職員課長）セクハラ、パワハラとも要綱等作成しまして、パワハラにつきましては相談窓口、職員課ということで、セクハラにつきましてはセクハラの対策の相談員ということで、女性職員等含めた9名の相談員を配置をしております。また、パワハラ等の相談があったときにつきましては、それぞれ加害となる者、あるいは被害を受けているという者、また両者だけでは判断ができないという部分ございます。周りの職員等

の状況を聞きながら、できる限りの対応を行って、その後の対処についても組織として考えてまいるというふうな体制でございます。

（委員長）追加ですか。では、もう時間ですが竹田委員、1つだけ。

（竹田）すみません。特別申し訳ありません。実は一番肝心な期末勤勉手当0.15か月を今回は補正では計上されていなくて、人勸に基づいて来年の6月ですか、期末勤勉手当で調整してくるようになると思うのですが、桶川とか上尾は今回期末勤勉手当を0.15か月もう減額した予算が措置されているのです。ですから、各自治体によって、通知によって、通知があるけれども、いろいろ措置をしましたけれども、今回は0.15か月についての措置を来年送りにしたということですが、今後は来年の6月期にはどうなっていくのかだけ最後確認したいと思います。申し訳ありません。

（職員課長）今年度12月期の期末手当につきましては、国のほうからの通知等に基づきまして引下げを行っていないところでございますが、国のほうでは12月分の期末手当につきましては令和4年6月ということで予定をされているところでございます。方向としましては、総務省からの通知に基づいて具体的な調整方法等、内閣人事局から情報を入手して対応することになるかと思いますが、恐らく国のほうで12月期の期末手当について6月期で対応とすることになるとしたらなのですけれども、6月期の期末につきましては1.05月、12月につきましては1.20月、勤勉手当につきましてはの引下げはございませんので、両期とも0.95月ということになるかと思えます。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（竹田）先ほどの指定管理のところ、にぎわい交流館の債務負担行為ですけれども、公募を行ったときに指定管理料の基礎となる収支計画概

算を提示していただきたいとプロポーザルから要望がありましたけれども、内部資料となるため提示できませんということでお答えしていますよね。ということは、先ほど指定管理を決めるに当たって収支計画の取組が出されていて、いわゆる市の意図とすることについてどうなのかということで、採点もしてアイル・コーポレーションにしていますけれども、収支計画書について提示もしていなくて、妥当であるというふうに進めることそのものが私は疑問に思いますし、先ほど赤字になった場合はどうするのかということについて、やはりその都度決めるということですので、では何のための指定管理の指定だったのかということについて疑問になりましたので、この指定管理に伴う債務負担行為については疑義がありますので、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第112号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

次に、政策総務常任委員会の視察研修についてお諮りいたします。政策総務常任委員会の視察研修について、日程は令和4年1月17日月曜から1月19日水曜の3日間、視察先、視察項目については、山口県周南市、道の駅ソレーネ周南の運営・概要について、水素利活用の取組について、下関市、ふくふくこども館の概要について、福岡県北九州市、北九州市SDGsクラブについてとし、実施したいと思っております。これにご異議ご

ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、政策総務常任委員会の視察研修について、ただいま申し述べた  
とおり行うことに決定いたしました。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては、委員長に一任願  
います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 2 時 4 8 分)